第2次「高知県DV被害者支援計画」5か年計画(24~28年度)

<基本の柱1 DVを許さない社会づくり>

重点目標	取	7組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
		係機関連絡会 議の開催	地域での支援体制が弱い。 ・ 福祉保健所で、個別検 計会を行う際には、必要に 応じて配偶者暴力相談支援センター職員に出席を依頼	修会の実施 ●市町村男女共同参画行 政担当課長会議の開催 ●福祉保健所で、個別検 計会を行う際には、必要に 応じて配偶者暴力相談支	い見守りや支援を行うためには、地域レベルでの市町村を中心とした地域でのネットワークが必要 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域での	●地域のネットワークの構築 ●市町村職員に対する研修会の実施 ●地域の関係機関にDVの啓発、相談先の周知	●福祉保健所ブロックで、 地域の関係者による会議を 開催。先ずはブロック単位 で、最終的には各市町村単位 でネットワークの構築を 目指す。 ●事例に応じて個別検討会 等へ配偶者暴力相談支援 センター職員の出席を依頼 ●DV対策連携支援ネントフーク会議のの参加など、 関係機関と情報交換・連携 強化 を種会議で資料配布や 短時間の啓発	・2ブロック (幡多、中 央東) 事例に応 参加を依			での開催(会議内 市町村単位の モデルケース わ相談支援センタ・	 ネットワーク 構築 	●全市町村で地域の関係者 によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にDV 被害者支援に取り組んでいる。	県活共画性支タ祉所 民・月の課相援一保 生女参女談セ福健
() 関係機		性の向上と支		●DV対策連携支援ネットワークを年1回開催し、講演やケーススタディによる研修を実施することで、相談員の専門性の向上を図っている。	●DV対策連携支援ネットワークの拡充 ●相談員スキルアップ研修 ●相談員スキルアップ研修 への参加拡充及び県下の 相談員の課題解決	●DV対策連携支援ネットワーク参加機関の支援レベルの平準化及び参加機関の拡大 ● スキルアップ研修を実施し、相談員の課題解決に向けて情報交換	充実及び参加機関の開拓 ●相談員が抱えている課題 等について共通認識を持				する情報交換、情	報管理の	●DV対策連携支援ネットワークの参加機関の相談員の専門性が向上し、支援レベルが平準化されている。 ●どこが相談を受けても情報の共有、連携ができる体制が整い、支援に取り組むことができる。 ●参加機関の拡大が図られている。	県活共画性支タ女参タレ 民男参/談セ男同セソ 生女参女談ン男同セソ
関・団体の連携等による	係	●市町村との 連携強化		●市町村職員に対する研修会の実施やDV対策連携支援ネットワークの講演会やケーススタディを通じて連携を強化	●相談窓口があるといった だけの市町村もあり、現実 的な支援ができる市町村は 少ない。	●市町村関係者と顔の見 える関係づくり	●市町村において、関係者による会議の開催や、DV対策連携支援ネットワークを通じて連携を強化	3市町村での開催 ブロック別B 連携関係を	係機関連絡会議	人 後及びDV対策連携 情報管理の徹底	機関の発展・機関の発展・機関を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	議を開催し、	●市町村内でのDV担当課と福祉担当課等との連携、役割分担ができている。 ●配偶者暴力相談支援センターと市町村の連携ができ、ケースによりそれぞれが主体となって被害者支援に取り組んでいる。	:
取組の推進		係機関との情報共有の充実と適切な情報 管理の徹底	ら離れていることもあり、庁 内関係課との情報共有は 十分とは言えない。 ●被害者の安全を確保す	都度庁内関係課と協議 ●DV被害者支援関係課 長会議の開催 ●各種会議への参加、都 度配偶者暴力相談支援セ ンターとの連携		との顔の見える関係づくり ●事例があった場合に適切 な対応ができるよう、関係 機関の情報把握	●個別事案について、その都度庁内関係課と協議 ●担当者等を通じて関係機 側の情報収集 ●各種関係機関とのきめ細 かな情報交換機関との情報 ●他の相談機関との情報 共有及び連携 ●担当者等を把握する		等による研修を記述出当者会等を関		把握	に、ケース	●庁内連携が図られ、人事 異動等があっても、連携関係 がスムーズに継続できる体 制ができている。 ●被害者を支援するための 情報が把握できていて、相談者 に適切な情報の提供ができる。 ●関係機関との情報共有や きめ細かな連携ができる体 制が構築されている。	活·男女 共同参 画課/女 性相談
		体との連携及	による啓発活動 ●民間シェルターによるD V被害者の支援が行われている	による啓発活動	●民間支援団体との連携 による啓発活動 ●民間シェルターの財政基盤がぜい弱	●民間支援団体との協働 の推進 ●民間シェルターの運営補助の継続・強化	●民間支援団体との連携 による啓発活動 ●民間シェルターの運営に 対する補助の実施	支		・民間支援団体と	との協議の場の設	æ	●民間支援団体との協働に より、予防から被害者支援に 取り組んでいる。	

1

重点 目標	J	双組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
()関係機関・団体の連携等	②基本計画の策定と取る	の策定と取組	組を推進 医療相談室での相談対応 新施設の開所/通訳派遣 体制の整備/全市町村にD V相談窓口が設置/警察も 含めた一時保護先の確保	(5か年計画)を策定 ●関係機関主催の会議に 出席し、情報交換を行って	●第2次計画の着実な推進 を図るため、庁内をはじめ、 市町村、関係団体等の理 解を深め、連携をさらに強 化 ●高知県DV被害者支援計 画の浸透が浅く、認識が弱 い。 ●ソーレでのDV被害の現 状を反映した事業の実施	●第2次計画の取組を推進し、皆が主体的に取り組むよう、関係機関等へ働きかける。 ●関係機関の情報の把握に努める。 ●医療相談室で相談対応を行う。 ●警察組織への計画の浸透と関係機関との連携の強化 ・第2次計画に基づくソーレでの事業の実施	関が着実に実行するよう、 PDCAを活用した進捗管理 を実施 ●庁内関係課の連絡会議 の開催 ●関係機関の会議等への 参加 ●担当者会等を通じた関係	推進本部 年2回担による研 研修会の実施	へ報告 → HPで(当者会を開催し、 修を実施 担当者会等を通し	の公表 課題を検討すると 	画会議や高知県男	2ディ等	●第2次基本計画の実現に よるDV被害の予防と早期の 自立支援が図られている。 ●被害者を支援するための 情報が把握できていて、相談 事例があた場合に相談者 に適切な情報の提供ができ 。 ●支援計画に基づいた関係 機関との連携が強化されて	県活共画性支タ立課委警部啓タ男同ン「ソート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
による取組の推進	組の推進		●努力義務であることもあり、市町村基本計画を策定している市町村は、県内にほとんどない。	援に関するアンケートを実	●市町村では基本計画の 策定に取り組む気運が低いが、市町村が主体的に取り 組むためには、対応にあたっての共通認識が必要		●男女共同参画サポート事業を活用した市町村基本計画の策定を働きかける。 ●市町村計画策定の手引きの作成	ブロック別 支援策の4			による策定の働き		●10市町村で基本計画が策定されており、未策定の市町村も含め被害者支援の取組が主体的になされている。 ●福祉分野で高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待と同様に、DV問題に取り組んでいる。	県活共画性支タ生女参女談セン
() DV防止のた	①生涯にわたる	所・幼稚園にお ける人権教育 の推進	・人権教育の指導員が学校訪問により、各学校が抱高により、の助言・計算、人の助言・持導、校内研修の支援等を行っている。 ・私立学校で組織する人権教育研究協議会の開催等を支援している。 ●乳幼児期にふさわしい	進のため、指導員の学校 諸の自主連営を目指し、 ・ 本の自主連営を目指し ・ 技術・技術・技術・技術・技術・技術・技術・技術・技術・技術・技術・技術・技術・技	理解されていないことから、	いての研修に力を入れるとともに、児童生徒が人権意識を身につけることができる校内研修への支援を継	校訪問等により、各学校が 抱える課題等に応じた助 言、指導を行う。 ● 人権學育研究協議会の 運営を支援する。 ● 市町村訪問、研修会開 惟等の情報発信 ● 人権教育主任連絡協議	を支援	 保育・教育の質、 権教育主任連絡	 親の子育て力の向 	主任研修会の開催		●各学校の人権教育主任を中心に、教職員の人権教育の指導力が高まっている。 ●一人一人の育実践の向上が図られる。 ● 到の子ども理解に基づいた保育実践の向上が図られる。 ● 親の子方の向上が図られる。 ● 発達段階に応じて人権事の意識を高める教育が行われる。	私学·大 授 育 委 員 会
にめの教育・普及啓発	人権教育の推進	築くことが苦手 な子どもに配 慮した教育の 実施	クラスス ●各学校においてQ-Uアンケート(学級診断尺度調査:学級満足度・学校生活	率の向上 ●新任特別支援教育学校 コーディネーターが指名さ れたすべての小中学校に	の学校で実施されるように なったが、実施後の活用に	●子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導 ●校内支援体制づくりを推進するミドルリーダーの育成 ●校内支援体制チェックリストの項目の弱い部分に焦点をあて、学校に応じた支援を実施する。(H26.5追加)		学級経営 ハンドブッ ク小学校 編・中学校 編の作成	I			1t	●各学校で、児童生徒理解 が深まり、、適切な指導や継 続的な支援が行われる。	教育委員会

重点 目標	取組項目		現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
		:DV防 じめきす 飲育 の 実施	校訪問により、各学校が抱 える課題等への助言・指	として、デートDVIについて 研修を数年続けて行ってい る。 ●私立学校の人権教育推 進のため、指導員の学校 訪問、人権教育研究協議 会の自主運営を目指し支 援を続けてきた。 ●相談員を派遣して、大学	知識的には理解されているが、教材化、授業実践は十分ではない。 ●各学校それぞれの取組を尊重しつつ、学校の状況に応じた適切な支援に努め、教職員全体に人権教育の取組が根付くよう地道に助言、指導の継続が必要である。	DV防止に関連する内容について取り上げていく。 ●継続して、人権教育全般についての研修等を行っていく。特に学校現場で現に、関題となっている事案についての研修に力を入れるとともに、児童生徒が人権意識を身につけることができるな内研修への支援を継続する。 ●大学・高校等の教育機関	●DVIに関わる研修会の開催と周知徹底 ●人権教育の指導員が学校訪問等により、各学校が 抱える課題等に応じた助 言。指導を行う究協議会の 運営を支援する。 ●大権教育研究協議会の 運営を支援する。 ●大学・高校等の教育機関での研修及び広報活動(訪問等)	私立学校教を支援	 育主任連絡協議 職員の人権教育	研修等を実施し、	専門研修の開催 ナー等の研修を居 人権教育の指導力 助並びに教育委員	の向上	●DV問題について理解を深め、授業に活かすことのできる教職員が各学校にいる。 ●各学校の人権教育主任を中心に、教職員の人権教育の指導力が高まっている。 ●大学・高校等の教研修を実施できる状況を実現する。	
() ロ>防止のための教育・普及		:DV防 じめとす 教育の 実施	毎年実施されているが、D Vをデーマとすることは多く ないと思われる。 ●研修実施主体の要請に より、研修講師を派遣 ●女性(DV防止)を研修課 題とするかどうかの決定 は、研修実施団体	権教育主任に情報提供 ●人権啓発センター講師派遣 対象:県、市町村、企業、一般研修等 女性の人権について	野に入れたものにはなって しない。 ・平成23年度の人権啓発 センターの実績では、講師 派遣回数216回のうち、女 性を研修課題とした回数は 14回で、全体の6.5%である。 講師派遣は、研修実施は、研修実施は 体が希望する研修課題に	●これまでと同様に、あらゆる人権課題に沿った研修を実施するが、女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝する。	●各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらうよう各課に働きかける。 ●研修会への講師派遣県、市町村、企業、一般研修等への講師派遣	所属での DV研修の 働きかけ	DV研修		果主催及び職場に	おける	●県職員の男女平等意識や DV理解が進み、関係職員でなくても、相談窓口について 説明ができる。 ●講師派遣を継続して利用 している団体に対して、DV は重大な人権侵害であることを、広で理解してもろうため に、研修課題として取り上げ てもらう機会を増やす。	
及啓発	● 市町村 を対象と V防止を とする人	としたD Eはじめ 、権教 修の実	方針により実施されている と思われる。 ●研修実施主体の要請に より、研修講師を派遣して いるが、女性(DV防止)を 研修課題とするかどうか は、研修実施団体が決定	派遣	いると思うが、DVを視野に入れたものにはなっていない。 ● 平成23年度の人権啓発センターの実績では、講師派遣した中で、女性を研修課題としのは全体の6.5%である。 講師派遣は、研修実施主講師派遣は、研修実施主	てとりあげてくれるよう働き かける。 ●あらゆる人権課題に沿っ た研修を実施するが、女性 (DV防止)についても研修	人権研修に、DVを取り上 げてくれるよう働きかけると ともに、市町村のDV担当 者に対する研修を実施		 市町村でのDVを 県、市町村、	企業、一般研修等	 	及誌等)	●市町村職員の男女平等意識やDV理解が進み、関係職員でなくても、庁内担当課につなぐことができる。 ●講師派遣を継続して利用している団体に対して、DVは重大な人権侵害であることを、広く理解してもらうために、研修課題として取り上げてもらう機会を増やす。 ●講師派遣により、各市町村のおける人権教育の研修を実施している。	県民生 活・男女 共同参 画課/女

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
() D V 防:	るDV防止をは じめきする人権 教育の研修の 実施	題の啓発や、講演会等が 実施されていると思われる。 ●自他の人権尊重の意と を発の機会が十分と思われる。 ●研修実施主体の要請に より、研修講師を派遣して いるが、女性(DV防止して 研修課と呼ばるかどうかの 決定は、研びゾーレサ ボーターを派遣して、地ラ 研修を実施	「デートDV」研修の紹介 ●市町有行政を紹介 ●市町有行政を発生において、人権等担当者を必然機会等において、人権研修の機会を充実 た。 ●人権啓発センター講師 が遺 対象、県、市町村、企業、 女性の人権について 19年度~23年度 59回・1.576人 ●相談員及びソーレサポーターを派遣して、地とす でのDV防止をはじめとす	い。 ●自他の人権尊重の意識 密発の機会が十分とは言 えない。 ●平成23年度の人権啓発 センターの実績では、講師 流遺した中で、女性を研修 課題としのは全体の6.5%で ある。 講師派遣は、研修実施主 体が希望する研修課題に	地域住民に対してDVを含う めた人権問題の啓発を行う よう働きかける。 ●これまでと同様に、あらら ゆる人権課題に沿った研修を実施するが、女性(DV防止)についても研修を実施しているとを宣伝する。 ・人権教育の研修の機会 ・人権教育指導者の養成 及びスキルアップ ・●各市町村(地域)への研修及び広報	らえるよう働きかける。 ●市町村教育行政人権教 育担当者及び人権啓発担		ソー 育行政人権教育担 権教育推進講座: 県、市町村、:	 支援事業の開催・ 	国知 日 発担当者連絡協議 日 講座等への講師》	【	●地域での男女平等意識やDV理解が進み、場合によい場合によい場合によいます。 はいまでは相談するなど被害を継続して利用している団体に対して、DVは重大な人権侵害であることを、広く理解してもらうために、研修課題として取り上げてもらう機会を増やす。 ●地域における人権教育の研修を実施できている。	県活・男参 女 大 動性相 大 一 の 世 相 に に の に の に の に り の り の り の り の り の り の
止のための教育・普及啓発	た る ●職域におけ るDV防止をは	●人権啓発センターでは、研修実施主体の要請により、研修講師を派遣しており、女性(DV防止)を研修課題とするかどうかは、研修実施団体が決定 ●ソーレ相談員及びソーレサポーターを派遣して、企事の従業員を対象としたセクハラ研修の実施	派遣 対象:県、市町村、企業、 一般研修等 女性の人権について 9年度~23年度 59回・1,576人 19年度,23回,633人参加 20年度,9回213人参加 22年度,6回,129人参加 23年度,14回,408人参加 ・ソーレ相談員を派遣し て、こうち人づくり広域連合	いると思うが、パワハラ等がメインだと思われ、DVを 視野に入れたものにはなっていない。 ●平成23年度の人権啓発 センターの実績では、講師 派遣回数216回のうち、数は 性を研修課題とした回数ある。 講師派遣は、研修実施は 44回で、全体の6.5%で実施は 44回で、全体の6.5%で実施は 対応しているため、女性(D V防止)として全面に出せて 対応していてない。 ・職域での研修への。 過職域での研修への。 過職域での研修への。	等等とあわせ、DVの研修にも取り組んでもらえるよう働きかける。 ●あらゆる人権課題に沿った研修を実施するが、女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝する。 ●人権教育お導者の養成 ●人権教育指導者の養成	危険性をはらんでいることから、パワハラやセクハラの研修の際に、DV被害の視点も盛り込んでもらえるよう働きかける。		県、市町村、1	 	れた人権研修の		●職場において男女平等意識やDV理解が進んでいる。 ●講師派遣を継続して利用している団体に対して、DVは重大な人権侵害であることを、広く理解してもらうために、研修課題として取り上げてもらう機会を増やす。 ●職域のおける人権教育の研修を実施できている。	県活共画性支タ権ン男同ンドリー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リ

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
(2 D>防	●無デントー を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	相談件数の増につながっている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	課枠TV・ラジオ/人権を発 センター予算を活用したC 制作/チラン等の配布/ ポスターの掲示 ●担当課等と連携して、テ レビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な 広報媒体を活用したDVの 周知や配偶者製用談数 援センターの周知を行っ	え、DV経験者が約3割であることから考えるとまだまだ潜在している。 ● DVについて県民に十分知られていない。 ● 新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ● テレビスボットCMの放送後等は、相談機関への相談件数が増加したとの声があるが、DV防止の啓発となっているかは数での確認が難しい。	●担当課等への情報提供 の呼び掛け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り 組む。 さんSUN高知/テレビ・ラジ オ/人権容免センターCM/ ソーレスラープ ●記者クラブへの情報提供 に関し、担当課等がその重 要性を再認識してもらえる よう、機会を捉えて呼び掛ける。 ●テレビスポットCM・ラジ	県の言		級道機関への情報 の活用: 啓発CM	た活用した広報を 関提供の充実の吗 の作成、放送	アび掛け	●「DVは、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害」であ ることが広認識されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、 を含ことに気づき、取り組ん でもらえる社会風土が醸成されている。 ●DV防止の啓発CM等の継続実施により、周知が図られている。	,
止のための教育・普及啓発	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	●あらゆる広報活動により 相談件数の増につながっ ている。	●市町村広報の原稿案提供や、チラシ等の提供	市町村も県からの依頼に応じてくれている状況なので、	●市町村が主体的に広報等に取り組む体制を支援する。 ●県民に、配偶者暴力相談支援センターの役割・機能を広く知つてもらう。 ●破害者が身近なところで相談できるように、市町村等の相談窓口の整備を行う。	●市町村窓口の周知の依 頼	市町村主研修の実	体のDV理解、相談施	窓口の広報につた	まけるため、広報 す	素材の提供や	●「DVは、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害」であ ることが広く認識されている。	県民生女 手 手 事 参 画 課
	●リーフレット 等の作成及び 配布による意 識啓発	●あらゆる広報活動により相談件数の増につながっている。 ●ポスター、リーフレット、DV啓発カード等の作成配布による意識啓発	●DV相談窓口カード、男性向けのDV啓発カード、 啓発ポスター、チラシ等の 作成・配布	者等、情報弱者と言われる 人たちに、必要な情報がい きわたっていない。 ●DV啓発パンフレットやD	必要な情報を提供する。 ●障害者団体等と情報共 有を図る。 ●県民に、配偶者暴力相談	チラシ等を作成し、広報する。 ●障害者団体等と情報共 有の場を設ける。	の場の設定 障害者への情 法を検討 市町村主 素材の提	その情報共有		ひなげるため、広	報	●「DVは、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ● DVは、認識されている。 ● DVは、可意識容発が十分に推進できている。	県活共画性支タ女参タレー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
2	る暴力をな	は、レビ、ラジオ等を通じてDV 防止の意識啓発の広報を 行っている。 ●DVは重大な人権侵害で あることを気付かせ、専門 の相談機関の周知を図 る、テレビスポットCM30秒 を作成し、放送。 (「女性に対する暴力をなく	くす運動川における各機関、民間支援団体等と連携した集中的な広報報を発・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	す運動」期間に講演会等を 行っているが、周知が不を図 る。 ● DVについて県民に十分 知られていない。 ● 新聞やテレビ、ラジオで のDVに関する報道が少ない。 ● テレビスボットCMの放送 後等は、相談機関への相 談件数が増加したとの声が あるが、DV防止の啓発と なっているかは数での確認	●引続き、新聞、テレビ等 の広報媒体を活用し粘り強	●「女性に対に、赤町かなくす運動」期間で発記が、赤町が村広島である。 市町村広島を設めていた。 市町が内閣を発記が、大田ででは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一		紙、テレビ、ラジオ		アを活用した広報:	び掛け	●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることがな認識されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、でもことに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ● DV防止の啓発CM等の継続実施により、周知が図られている。	県民生
D >防止のための教育・普及啓発	② D V 防止の意識啓発の拡充 ●書のの広 ・ 書格の表 ・ まる。 ・ もる。 ・ まる。 ・ まる。 もる。 ・ まる。 ・ まる。 ・ まる。 もる。 ・ まる。 もる。	人 ターにおいて、相談の受付けでは、 (H23:981件)。 一般相談:842件専門相談:139件 ●認知症コールセンターにおいて、相談の受付け(H23年度・422件) ●障害者に関する法や制度などの広報・啓発内容が	タ一窓口周知のためのリーフレットを配布 配布箇所: 約900か所 配布箇所: 約000部 ●認知症コールセンター窓 口周知のためテレビCM等 による周知 ●障害者電話相談事業 (障害者110番)や市町村	への相談件数の減少 (H19:1,132件、H20:1,261 件、H21:1,050件、H22: 1,038件、H23:981件) ●リーフレットの目的とする 多くの対象者に、届いてい るのか。 ●県民への認知症コール センターの周知 ・ 障害者虐待防止法が平成24年10月に施行され、虐	継続 ●障害者虐待防止法の広 報・啓発と合わせた啓発等 ●外国人相談窓口でのDV に関する広報啓発	●高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討 ●認知症コールセンターのテレビ、ラジオ、広報誌等による周知等 ●障害者虐待防止研修の実施や虐待防止の広報・啓 ● DVに関するパンフレットを備え置き、相談者に広報するとともに、一般来館者にもポスター、チラシの掲示によりPRを図る。	記事掲載	合相談センターリー等 第 症コールセンター 相談窓口等におり 外国人相談窓口	のテレビ、ラジオ、	広報誌等によるが	周知等 【 発	●必要な時に連絡できるよう、高齢者総合相談センターと認知症コールセンターの窓口が周知されている。 ●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVについている。 ●外国人のDV相談ができる窓口が認知されている。	
	●思春期 センター「 NK」にお 若者を対 た広報客:	する あった場合等、予防やDV について正しく理解するよ	●平成22年度より思春期相談センターが保健作とで、業務の見直しを行い、現在主なる書務である電見書があるで、現在主なる場所をあるで、現在主なる場所をあるで、現在主なる場所をは、メールでも、しても、このでは、リーブレットを名との部配布した。●思春期の会議との世の会議との場合をといい、のの思知のの会議とのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	●中学校、高等学校は、進 学や進級、卒業があるた め、毎年広報用名刺大力ー ドの配布等を行い継続的な 周知が必要である。		下高等学校に広報用名刺 カードの配布していく。 ●関係機関との会議等の 機会を生かして思春期相談	思春期	相談センター広報	用名刺大カードを	中学校、高等学校	等に配付	●県下中学生、高校生が思 春期相談センターの存在を 理解し、性に関する相談(DV に関する相談含む)や正しい 性知識を得る身近な機関とし て利用する。	健康対策課

重点 目標	取糺	組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
	ビ ホ 等 媒	、ラジオ、 マームペンジ マームペンが を活かまする では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	●平成22年に実施した高 校生を対象としたアンケー ト調査 ・交際経験のある高校生の 約2割がデートDVの経験 がある。 ・女子の被害経験が低い。 ラ県の広報等を通じて、デートDV予。 ●平成22年度に番組制作 「デートDVに注意・ ・呼吸しよう」第15 送 ●ソーレの木発質料等を通 送 ・ソーレの水路シリーンリンを ・グ・ア・トロンフシャを発リーフレットを を発見・フィー、 ・対象を発り一フレットを を発り一フレットを を発り一フレットを を発り一フレットを でて、若能を ので、参りの がある。	●人権擁護委員が行う「デートDVJ研修の紹介 関連 絡会 i	の開拓 ●デートDVIこついて県民 に十分知られていない。 ●新聞やテレビ、ラジオで のデートDVIこ関する報道 が少ない。 ●他の人権課題についても 取組を行っているため、 デートDVを整材とした取組 が毎年行えていない。 ●ソーレのホームページへの デートDV啓発資料掲載や啓 発リーフレット等の周知	の呼び掛け ●他の人権課題とも併せて 啓発を行っていく。	の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り 組む。 さんSUN高知/テレビ・ラジ オ/人権啓発センターCM/ ソーレスコープ ●PTA連合会等へデートD V研修を働きかる。 ●記者クラブへの情報提供 に関し、担当課等がその重 要性を再認識してもらえる	県の#	中高	生・保護者に向け	報提供の充実の 呵	単け	●「デートDV」という言葉が、学校だより等でも取り上げられるぐらい、若年者を中心に広に認知されている。 ● 各地域や名分野で、DV防止・被害者支援についてきることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ● 若者を対象とした人権啓発の場(研修・イベント等)のでした。	県活共画報課啓タ女参タレリー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リ
2 DV防止のための教育・	に対するデートDVの予等配識	等の作成及び 己布による意 哉啓発	●平成22年に実施した高校生を対象としたアンケート調査・交際経験のある高校生の約2割がデートDVの経験がある。・女子の被害経験に対し、男子の加害経験が低い。 ●デートDV啓発パンフレット等の作成配布による若者に対するデートDV意識啓発及び予防の強化	●大学生と協働でデートD V啓発パンフレット等の作 成及び配布	●若年者及び保護者に視点を置いた啓発物の作成 ●学校現場のデートDVに関する問題意識が高くない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●教育委員会及び学校現場のDV理解を進める。 ●パンフレット等の配布先の新規開拓及び配布	●若年者向けのチラシ等を 作成し、広報する。 ●企業訪問及び県を通じて のパンフレット等の配布先 の拡充及び配布		広報資料 の検討 デートDV防	上・保護者に向け: ・保護者に向け: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 保護者に向け: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		1.	●リーフレット等の作成及び配布により、デートDVの意識啓発がされている状況を実現する。	県活共画性支タ女参タレ 民男同課相援/共画「リ 生女参女談ン男同セソ
普及啓発	化岩	学生及び保護音を対象とした 受業及び研修)実施	つつ、他人を思いやる心などを育てている。 ・学校の授業を通じて、啓発は行っているが、生徒、保護者の理解は十分とは 信えない。 ・デトDV啓発講座を高 ・デトDV啓発講座を高 をで実施することで、若識容 に対するデートDV意識路	等の学習において、異性 の特性や違いをきちんと受 け止め相手の人格を尊ぶ		(学校教育編)Let's feel じんけん~気付きから行動へ ・ノを活用し、発達段階に応じた人権教育の推進を図る ・●事例の提示 ●ホームルーム活動や特別活動の年間計画におい で、ワークショップ形式など	●人権教育に係る研修会を行う。 ●PTAの研修会等での学習機会の提供 ●中学校・高校・大学・保護 番等に対して、人権教育の研修の実施に向けての働きかけ	人權教育打	要望に応じて	Bし、発達段階にF C、PTAの研修会・ ・大学・保護者等		推進を図る	●中高生、大学生のDVIに関する学習機会が広がり、デートDVIに気づき対応できる。 ●保護者のデートDVIに関する学習機会が広がり、早期に子どもの変化を受け止めることができる。	私学課委男同ンドナ援育会大画のファント
	象止る	えとしたDV防 上をはじめとす 5人権教育の	●教職員のDVに対する理解が十分でない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	●女性と人権の研修内容として、デートDVICついて でが多を数年続けて行っている。 ●デートDV啓発パンフレット等の配布	●新たな人権課題として注目されており、DVとは何か 知識的には理解されているが、教材化、授業実践は十分ではない。 ●教職員を対象とした研修 の実施	DV防止に関連する内容に ついて取り上げていく。	●DVに関わる研修会の開催と周知徹底 ●中学校・高校・大学等に対して、人権教育の研修の 実施に向けての働きかけ		I	I	ミナー等の研修を	周知	●DV問題について理解を深め、生徒指導や授業に活かすことのできる教職員が各学校にいる。	私学・大 学・大 景女参会 月 の ター ンソーレ」

重点 目標]	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
(2) D V	③若者に対す	安心して相談	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施ー等・心の教育アドバイザー等・心の教育アドバイザー等・心配置(平成23年度)・ハ学校 83校中学校 83校高等学校 37校特別支援学校 5校	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールウンセラー等・心の教育アドバイザー等による相談活動	ンセラー等が、校内支援委 員会の中に位置付けられて	●教職員及びスクールカウンセラー等の専門的視点に よる「早期の気づき"から支援につなげていく学校の体制づくりを行う。	談しやすい環境づくり ●養護教諭やスクールカウ	健康観!	本制への養護教諭 I 「「「「「「「」」 「「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」	I 見·早期対応(養 I 5早期発見、早期 I	I 護教諭の専門性(I 支援(SC等の専門	日の強化) 日性の強化)	●各学校において組織後的に対応するため、校内支援委員会に養護教諭及びスクールカウンセラー等が確実に位置付けられている。 ●各学校において児童虐待やデートDV等について、早期の気づきから早期の支援が実践できるようになっている。。	学支援
防止のための教育・普及啓発	るデートロンの予防の強化	センター「PRI NK」における	●相談活動を通して、男女 交際、DVなどの相談が あった場合等、予防やDV について正しく理解するように支援している。 ○H23年度性に関する相 談実籍 ・電話相談:2,745件 (H22年度:560件) ・メール相談:168件 (H22年度:60件) ・個別面接相談:5件	●平成22年度より思春期相談センターが保健衛生とで、実務の見直しを行い電話、メール相談が多くの思した行い電話、メール相談が多くの思してもらえるように県立刺大でもられる。中高等に広り中の等に広り中の等に広り中の等に広り中のでは、リーフト・リーフト・リーフト・リーフト・リーフト・リーフト・リーフト・リーフト・	●中学校、高等学校は、進 学や進級、卒業があるため、毎年広報用名刺大カードの配布等を行い継続的な 周知が必要である。	年、市町村中学校、高等学校に配布し、DVを含む性の悩み等があった場合、子ど	下高等学校に広報用名刺 カードの配布していく。 ●関係機関との会議等の 機会を生かして思春期相談	思春期相	談センター広報用	名刺大カードを中	学校、高等学校等	穿に配付	●県下中学生、高校生が思春期相談センターの存在を理解し、性に関する相談合む)や正しいに関する相談合む)や正しい性知識を得る身近な機関として利用する。	(
3 被害者支援	①人材の確保		●生活サポーター(非常 動)1名配置	●H23年度より生活サポーターとして非常勤を配置し、退所後の自立に向けて支援している。		●入所中、退所後の自立に 向けて支援を行う。	●電話連絡、訪問を行う。		生活サポー	ターによる継続し	た自立支援		●一時保護所退所者に対する生活支援ができている。	女性相談支援センター
に携わる人材の確保及び専門性の向上	②相談員等の専門性の向上	理ケア担当職 員等に対する 専門研修の実	●配偶者暴力相談支援センターは、女性相談員4名・夜間休日相談員2名体制で、非常勤職員というりからあり、事情を持ち、一個ではない。●国立女性会館での研修の専門研修へ参加し、作品を表し、一個ではない。中国ではない。中国ではない。中国ではない。中国ではない。中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、	め、それぞれの相談員の 専門性を高めてきた。 ●国立女性会館での研修 及び県内外での相談員の 専門研修への参加並びに 相談員スキルアップ研修	●専門研修のための経費の確保が必要 ●専門研修への参加による相談業務への反映及びスキルアップ研修への参加者拡充	●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●専門研修に関する情報収集、相談員スキルアップ研修の開催及び受講			男者暴力相談支援 所内研付 専門研修への参加	多・スーパーバイス	ぐの充実		●専門研修に参加すること などにより、相談員がスキルアップして、より充実した相談体制を実現する。	

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
() 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	● と 察相等 修 ②相談員等の専門性の向上 を と 察相等 修 ②相談員等の専門性の向上 で と 容 が に の の も に の に の に の に の に の に の に の に の	ンターやソーレには専門相談員がいるが、市町村は 他業務との兼任である職員が対応している状況である。 警察の窓口職員に研修 を行い、相談資料を配付している。 ・児童相談所の強化・専門性の確保・外部専門家の招へい(年 20回)・児童心理司に対するスーパーパイザーの招へい(年 4回)	ワーク専門者研修及び市施及の学生の専門者研修をの実やをの実物をの実物をの実物をの実施を開います。 1 日本	●市町村相談窓口職員等 におけるDV問題について	体制の強化 ●各市町村の要保護対策	会においての研修会を開催 ●職場教養の更なる充実 ●警察学校への入校等に よる研修等の実施 ●児童相談所所内研修の 充実	においての私	ブロック別関係を市町村会での説明等対策地域協議会に研修会の開催	による研修会開催	じた研修の実施 市町村福祉技のDV支援の の促しや管内市開 充実	前上	●配偶者暴力、相談支援センターを中心に大統一体的では、 を中心に大き続いできている。 ●市の計画は、 ●市の計画は、 ●市のでは、 ●市のでは、 ●市のでは、 ●では、 ●では、 ●では、 ●では、 ●では、 ●では、 ●では、 ・できている。 ●のでは、 ・できている。 ●のでは、 ・できている。 ●のでは、 ・できている。。 ●は、 ・できている。。 ●は、 ・できている。。	J
	●被害者支援 のための手引 きの作成及び 関係者への配 付			●各部門での適切な対応	●DV被害者サポートブック の改訂版の作成	●DV被害者サポートブック の改訂版の作成	サポートブック作成	各会を通じ市町村で	での取組へのフォリ	ローアップ研修の	実施	●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を 受けることができる。	女性相談支援センター
	●各種研修情 報の収集及び 提供	●市町村職員は他の業務 もあり、なかなか研修に参 加できる状況にはないと思 われる。		●市町村職員などが気軽 に参加できるような、身近な 場所での研修が少ない。		●各種研修情報の収集及び提供		2	種研修情報の提	供		●各種研修の機会が増え、 相談スキルが向上する。	県民生 活·男女 共同参 画課

重点 目標]	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
(3)	②相談員等の	●相談員に対するスーパー パイズの実施		●センター職員に対する、 精神科医による2か月に1 回のスーパーバイズの実施 ●市町村等に対するアド バイス(スーパーバイズ)の 実施		的に参加し、専門性の向上を図る。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実	●スーパーバイズ、所内研 修の充実 ●市町村等に対するアドバ イス(スーパーバイズ)の実	配偶	国者暴力相談支援 国者暴力相談支援 国者暴力相談支援 工	 センター内研修・2 	 スーパーバイズの 	充実	●多様な被害者に対する支 援の充実が図られている。	女性相談支援センター
被害者支援に携わる人	専門性の向上		児童相談所との連絡協議 会の開催	●女性相談支援センターと 児童相談所との連絡協議 会の開催	●児童相談所と配偶者暴 力相談支援センターとの連携	●女性相談支援センターと 児童相談所との連絡協議 会の開催	●女性相談支援センターと 児童相談所との連絡協議 会の継続開催		連絡協議	会の開催による過	重携の実施		●配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターである女性相談支援センターと、児童相談所の連携が図られている。	女性相 談支援セン シタ童相 談所
八材の確保及び専門	③相談員のメ	●各種メンタル ヘルス研修受 講の推進		●毎日の職員ミーティング の実施	●忙しくて相談員の悩みを 受け止められないことがあ る。	●各種メンタルヘルス研修 等の活用	●各種メンタルヘルス研修等への参加		各種メン	タルヘルス研修等	その参加		●相談員のこころの健康支援が図られている。	女性相談支援センター
門性の向上	ンタルヘルスケアの充実	●相談員が業 務に関する悩 みを相談でき る環境の整備		●毎日の職員ミーティング の実施	●忙しくて相談員の悩みを 受け止められないことがある。	●何でも話せる職場づくり	●毎朝のミーティングの励 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			月のミーティングの 【 ビンタルヘルスケア			●相談員のこころの健康支援が図られている。	女性相談支援センター
			●警察官の能力向上のための研修を行っている。	●警察学校教養により能力の向上を図ってきている。	●全ての警察官に対し専門 教養を行うことが難しい。	引 ●教養等による警察官の 能力向上	●各種研修、資料の配付 等により能力の向上を図 る。			専門教養の実施	Ē		●専門的な能力を有した警察官による加害者の対応が 行われている。	警察本部
(4)加害者	①加害者への厳	●保護命令が 出された加害 者に対する警 告の実施	●保護命令直後の加害者 に指導警告を実施している。	●保護命令直後の加害者 に指導警告を実施してい る。	●加害者に対する指導警告後も被害者の保護対策 をより一層図る必要性がある。	●継続して加害者に指導警告を実施	●継続して加害者に指導警告を実施		加害	者への指導警告の	の実施		●加害者への警告により、 再犯が抑止されている。	警察本部
つの対応	正な対応	●被害者や支援者の安全確保	●被害者方の警戒を行う ことで、加害者の犯行を抑 止してきた。 ●被害者への支援措置を 実施した。	●被害者方の警戒、巡回 ●被害者への警察支援の 説明	●隙間のない警戒、巡回 ●被害者との継続的な連 絡体制の確保	●被害者の保護対策と加害者の行動確認 ●加害者に知れない避難 ・免が確保・対応	●被害者方の警戒、巡回 の強化 ●加害者の行動確認 ●110番通報登録の実施 ●住基台帳閲覧制限の積 極的支援]]	情方の警戒、巡回の I 加害者の行動確認 I O番通報登録の3	I Z		●確実な警戒巡回により、被害者の平穏が確保されている。 ・ 一般害者支援措置の充実が図られている。	警察本部

重点 目標	1	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	第2次計画で目指すべき姿	担当課
	2 hn		●加害者更生プログラムは、一部民間支援団体等で実施されているが、現時点ではこれといった確立したものがなく、国においても具体的な対策は示されていない。	●国等からの情報を収集 し、関係者に情報提供した。	●県において独自の調査研究は行っておらず、情報も多くない。 も多くない。 ●加害者更生プログラムに関する情報収集	●県において調査研究する ことは困難なため、今後も アルコールや薬物依存、精 神疾患等の対応も含め、国 等からの情報収集を強化 し、関係者に情報提供す る。	情報を収集し、関係者に情 報提供を図るとともに、活	1	国及び他県等から	の情報収集・情報	共有、活用策の検	計	●加害者更生に関し、関係 者の共通認識を得る。 ●国や他県の情報を収集 し、情報共有している。	県活共画女参タレ民男の関係の関係の関係を表しています。
	害者の更生	●加害者への 情報提供	●加害者の状況に応じて、 相談窓口等の情報提供	●DV問題についての広報 密発の充実 ●加害者の状況に応じた 相談窓口等の情報提供	●加害者の状況に応じて、	● 更生したいと願う加害者 への対応 ●加害者の状況に応じた相 談窓口等の情報提供	●加害者の状況に応じた相		[継続した広報啓多	集 【		●相談窓口等の情報を収集 し、加害者の状況に応じて、 適切な相談窓口等の情報が 提供できている。	女性相 談支ター/ 男司参ター ンソーレ」
() 加害者への対応		するDV防止の 意識啓発と相	い。 ●ソーレにおいて男性向け相談を行っている。 ●ソーレ広報誌や相談 カードの配布等により、DV 防止の意識啓発と相談窓	者向けの注意を掲載した。 ●ソーレにおける男性向け 相談窓口の周知を図り、相	た。 ●加害者は、男性が多いことから男性向け相談窓口の拡充、周知が必要となる。 ●相談につながりにくい。 ●加書者に対するDVの意識容養及び男性相談窓口の周知不足 ●精神保健福祉センターへ	充及び周知を強化する。 ●DVの影響についての広報路発を進める。 ●ソーレ広報誌等通じてのDV防止の意識啓発及び男性相談窓口の周知 ●女性相談窓は大生センター及び関係機関と連携し相談対		電車広告	職域での研修の検討	一ド等による広報			●DV・デートDVの啓発及び 相談窓口の周知不足を解消 することで、被害者、加害者 ともに、早期の気づきを促 し、深刻化する前に相談につ なげる。	
ינות	③加害者の気	祉センター等で の「心の健康	●精神保健福祉センター への相談及び関係機関から紹介のあった相談者へ のメンタル面の対応	●精神保健福祉センターへの相談及び関係機関から紹介のあった相談者へのメンタル面の対応	●福祉保健所での相談実 績がない要因の把握	●関係機関との連携	●配偶者暴力相談支援センター及び関係機関と連携 した相談対応	配偶者暴への相談		一等関係機関から	 	者	●加害者に対しての心のケアができる体制づくりができている。	精神保 健福祉センター/ 福祉保 健所
	^X づき	●ソーレでの 相談の実施	●加害者からの相談に、 一般相談や男性相談で応 じるとともに、必要に応じて の専門機関の紹介ができ ている。	●一般相談や男性相談で の対応及び必要に応じて の専門機関の紹介	●男性相談の周知不足	●一般相談や男性相談で の対応及び必要に応じての 専門機関の紹介			 間談や男性相談でに応じての専門機	加害者からの相談関の紹介	炎に対応		●加害者からの相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関を紹介することで、気づきを促し、早期にDV被害の解消を目指す。	男女共 同参画セ ンター 「ソーレ」
		センター「PRI NK」における 気づきの促進	からの相談:160件(6%)と 男子からの相談が多い。 ●男女関係に関する性の相談(性交、妊娠、避妊、 男女交際、性犯罪の疑い 等)は、全相談件数の20%	名刺大カードの配布を行い、性に関する悩みがあった場合、相談できるように広報を行った。 ●男女間で性の問題の相談があった場合、正しい知	●DV(デートDVを含む)の 被害者になることが多い女 子からの相談は少ない。	あった場合に、思春期相談 センターが身近な相談機関	●県下市町村中学校や県 下高等学校に広報用名刺 カードの配布していく。 ●関係機関との会議等の 機会を生かして思春期相談 センターを周知していく。			別面接相談(予約用名刺大カードをロ	制)での対応 中学校、高等学校 ⁴	等に配付	●県下中学生、高校生が思 春期相談センターの存在を 軽し、性に関する相談の に関する相談合む)や正しい 性知識を得る身近な機関とし て利用する。	

<基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり>

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
	●県の広報 紙、テレビ、ラ ジオ、ホーム ページ等を な広報媒体を 活用した周知	相談件数の増につながっている。 ・果の広報紙や新聞、テレビ、ランオ等を通じて配偶者暴力相談支援センターの広報を行っている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の配布/ポスターの掲示 ●人権啓発センターでの 広報 ・人権啓発広告新聞掲載 (H19、H20、H21、H22)	●相談が増えているとはいえ、DV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在している。 ●DVについて県民に十分知られていない。 ●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。 ●テレビスポットCMの放送後等は、相談機関への相談 後等は、相談機関への相談 が増加したとの声があるが、DV防止の啓発となっているかは数での確認が難しい。	い広報を続ける。 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●引続き、新聞、テレビ等の広報媒体を活用し粘り強い路発活動を実施する。 ●県民への幅広い周知活動の実施	の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む。 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/		 		出版 日本			
(1) 相談	●市町村における広報紙等を活用した周知		●市町村広報の原稿案提供や、チラシ等の提供			●広報素材等の提供	市町村主作や研修の		窓口の広報につ	なげるため、広報素	素材の提供	●「DVは、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害」であ ることが広く認識されている。	県民生
	● 明 ● 明 ● 等 周 一 一 元 一 一 一 一 元 一 一 一 元 一 一 一 元 一 一 一 一 元 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	作成し、配布を行い広報啓 発	啓発ポスターの作成・配布 ●県、市町村の近報紙や テレビ・ラジオなどのメディ アの活用 ●各種研修会等への講師 派遣 ●「女性に対する暴力をな くす運動」月間における各 機関と連携した集中的な広 報啓発	たちに、必要な情報がいきわたっていない。	支援センターの役割・機能を広く知ってもらい、DVへの理解を深めてもらう。	有の場を設ける。 ●様々な広報手段を活用して、広報・啓発を行う。 ●高齢者・障害者等向けの		啓発物を利用し 高齢者等 向けチラシ 等の検討	-たのDV理解、相	談窓口の広報		●「DVは、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害」であ ることが広く認識されている。 ●配偶者暴力女性支援セン ターが広く周知されている。	県民生
17る体制整備	周 ●「女性に対す る暴力をなくす 運動」における	相談件数の増につながっている。 ●県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ等を通じて配偶者暴力相談支援センターの広報を行っている。 ●DVは重大な人権侵害で	くす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓・●担当課等と連携して、テレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な五報媒体を活用したDVの周知や行った。 ●人権啓発センターでの広報	す運動」期間に講演会等を行っているが、周知が不十分分●かにているが、周知が不り分していて県民に十分知られていない。●新聞やテレビ、ラジオでのDVに関する報道が少ない。●テレビスポットCMの放送後等は、相談機関への相対が増加したとの声があが、DV防止の啓をとなっているかは数での確認が聞しい。●DV防止の整えない。●DV防止誘演会での配偶者暴力相談支援センターについての周知方法	●県民への幅広い周知活動の実施 ●担当課等への情報提供の呼び掛け ●引続き、新聞、テレビ等の広報媒体を活用し粘り強い啓発活動を実施する。 ●DV防止講演会での配偶者暴力相談支援センターのについての広報	す運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な媒体の活用を検討する。 ●広報紙、テレビ、ラジオ等の多様な広報媒体を活用した情報発信に積極的に取り組む。	県の担	電車	広告・講演会の身 オ等の広報媒体を 思道機関への情報 の活用:啓発CM V理解の推進、通	 活用した広報を実 提供の充実の呼び	が掛け行う	●「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが広く認識されている。 ●各地域や各分野で、DV防止・被害者支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 ●DV防止の啓発CM等の継続実施により、周知が図られている。 ●配偶者暴力女性支援センターが広く周知されている。	· 県民生生女王

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
	●配偶者暴力 相談支援セン ターと警察の 連携による24 時間対応でき る体制の確保	支援センターとの連携を深め、被害者を一時保護施設へ安全に移送できる体		への周知 ● 夜間の充実した対応の 確保 ● DV被害者が治療等のために利用する医療機関の 医療従事者が、DV被害に 気付き、被害者を支援出験 窓口へと繋げることが出来	●警察と配偶者暴力相談 支援センターとの十分な連携 ●必要に応じて、継続して 啓発を行う。	●意見交換会の実施 ●研修会の開催 ●警察と配偶者暴力相談 支援センターとの連絡を密 にして、十分な対応ができ るようにする。 ●DVによる受傷者が医療 機関へ受診した際に、相談 機関の情報が得られること で、早期支援に繋がる。	E	警察と配偶	検会の開催・職員研修 者暴力相談支援セン・ 「窓口へDVに関する」	ターの連携	●いつでもどこでも緊急時に対応できる体制が整っている。 ●警察と配偶者暴力相談支援センターとの連携による充実した通報体制が確保されている。 ●DV受傷者の早期支援	女性性談
1	●警察との情報共有及び連携の強化	●被害者が退所後も安全 に生活できるよう、警察からの必要な援助について、 情報の提供や助言をして いる。	支援センターとの意見交換	●生活安全課以外の部署 への周知 ●警察と配偶者暴力相談 支援センターとの連携の強 化	●警察と配偶者暴力相談 支援センターとの十分な連携	●意見交換会の実施 ●研修会の開催 ●警察と配偶者暴力相談 支援センターとの連絡を密 にして、十分な対応ができ るようにする。			金会の開催・職員研修		●警察と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携による被害者支援ができている。	女性相談 支援セン ター/警 察本部
相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	●教保情連●教保情連 ●教保情連 ●教保情連 ・ 高国対供及化 ・ 記載の ・ 記述の ・ 記述の	関5%/縁故者・知人5%/市町村12% ●23年度相談経路(女性相談全般)本人76%/警察5%/他の相談機関3%/医療機関1%/縁放者・知人9%/市町村3% ●病院70施設にDVパンフレット配布・組談に応じて、個別検討・配がでいるとし、関連を譲ばきるでは、これまでDV被害者と見られる方の確認はされおらず、また、医療相談室への相談率の相談にはされおらず、また、目がない。	応マニュアルの作成 ●医療社会 への参加報 への場所 会 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を	係者に対してDV被害者の早期発見を促す開発見を促す開発見を促す開始。 ● 和観察記者が治療機関をに気付き、被害者が、DV被害者が、DV被害に気付き、被害者を支援がのからに利用すると繋げる事本のと撃にがの事とが、DVを害者を発見した際の対応の発信者を発見した際の対応の一人への対がないため、DV被害者の対ないたいない、W被害者の気にしていない、DV被害者の対していない、DV被害者の対していない。	●必要に応じて、継続して 啓発を行うの早期発見・相談 につまげるでは、単数に の発見を対して の発見に努める。の ・の発見に努める。の ・の発見に努める。の ・の発見に努める。の ・の発見に努める。の ・の発見に努める。の ・最近に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発見に ・の発し ・である。 ・でいる。	応方法等を関係後、状況を ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	会議の実要保護児	共有を図る	一ク専門者研修・ブロ・	会における研修会の実施について啓発を行う	●医療分野等からの相談が増え、相談の間口が広がる。 ●DV被害者の早期発見を行うことができる。また、相談ができる。また、相談ができるような体制が出来でいる。 ● 被害者を支援するための情報が祀った場合に相談できるような体制があった場合に相談に適切切な情報が把する。 ● 教育関係者に対するを見した際に、適切な対応ができる。	178

重点 目標	1	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
(1)相談窓口	②発見、通報	●子どもの人 権110番との連 携強化	●法務局の人権部門との 連携	●法務局の人権部門との 連携	●子どもからのSOSをDV 被害者支援につなげる。	●法務局との連携強化	●法務局も含めた担当者 名簿の作成			法務局との連携		●法務局(人権擁護委員等) と県との連携が図られ、被害 者支援ができている。	県民生 県民生 共同/女支 相談 センター
の周知と相談につなげる体制整備	:及び相談に関する体制整備	●苦情処理の 体制整備	●苦情処理は、それぞれ の機関や専門部署で対応 している。		●苦情に対する迅速で適切 な処理が必要	●苦情に対し、それぞれのシステムの中で適切に対応 ●二次被害を生まないために関係者のDV理解の向上を図る。 ●配偶者暴力相談支援センターとの連携による体制の確立	二次被害の防止 ●苦情に対する迅速で適切	との情報ま	も有 苦情に関する配 [・]	 	偶者暴力相談支援センター センターとの連携 ロック別関係機関連絡	●各機関が適切な対応を行うことにより、二次被害の発生がなく、不満があった場合も、速やかに是正してもらえる体制ができている。	
2	①配偶者暴力相談支援セ	●相談員や心理ケア担当職員等に対する実際では、 員等門研修の場所の場合の場合では、 「本人」では、 「本人。 「本、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本人」では、 「本、 「本、 「本、 「本、 「本、 「本、 「本、 「本、 「本、 「本	●配偶者暴力相談支援センターは、女性相談員4名・夜間休日相談員4名・依間休日相談員2名・協力で、非対職員という身分のため有資格者ばかりではない。 ●県内外での相談員の専門研修へ参加するなど、相談員の専門性の向上を図っている。	め、それぞれの相談員の 専門性を高めてきた。 ●県内外での相談員の専	●専門研修のための経費 の確保が必要	●種々の専門研修に積極 的に参加し、専門性の向上 を図る。		配偶		センター相談者全	員が専門研修を受講の充実	●専門研修に参加すること などにより、相談員がスキル アップして、より充実した相談 体制を実現する。	
配偶者暴力相談支援センター	ンターの職員の専門性の向上	●相談員に対するスーパー パイズの実施 【再掲】	●センター職員に対する、 精神科医による2か月に1 回のスーパーバイズの実 施 ●市町村等に対するアドバ イス(スーパーバイズ)の実 施	回のスーパーバイズの実 施		●種々の専門研修に積極的に参加し、専門性の向上を図る。 ●スーパーバイズ、所内研修の充実 ●市町村等に対するアドバイス(スーパーバイズ)の実施	●スーパーバイズ、所内研修の充実 ●市町村等に対するアドバイス(スーパーバイズ)の実		I 所内研·	】 修・スーパーバイズ 】	員が専門研修を受講 「の充実	●多様な被害者に対する支援の充実が図られている。	女性相談支援センター
・の機能の強化	②県の他機関との連携強化	な窓口として、福祉保健所で	●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間の話し合いの場を設定・事例があれば配偶者暴力相談支援センターや児童相談所と連携して対応している。	●DV対策ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会で定期的に機関間の話し合いの場を設定・事例があれば配偶者暴力相談方援センターや児童相談所と連携している。●要保護児童や生活保護事例等所で支援する事例について、DVの組念を持ってアセスメント		●福祉保健所内での情報 共有及び連携を継続して行う。 ●配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を継続して行う。			必要に	応じた個別検討会	の実施	●配偶者暴力相談支援センターとスムーズに継続できる体制ができている。	

重点 目標	1	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
2	②県の他機	との連携強化	を開催し、連携を図った。 ●DV対策ネットワーク会 議や要保護児童対策地域 協議会で定期的に機関間 の話し合いの場を設定	の開催 平成23年度4回 ●DV対策ネットワーク会 議や要保護児童対策地域	●DV問題についての理解 の向上が必要 ●地域レベルでの見守り ネットワークの必要性 ●福祉保健所内での連携 (生活保護・精神・母子児童 担当)	共有及び連携を継続して行う。 ●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターなど、	●福祉保健所等での研修 会参加 ●個別検討会の実施 ●相談時対応			会の開催・職員研		●配偶者暴力相談支援センターと福祉保健所がスムーズに継続できる体制ができている。	・ 女性相談 支援セン ター/福 祉保健所
)配偶者暴力相談支援	関との連携強化	との連携強化	●相互理解を深めるため、 児童相談所と配偶者暴力 相談支援センターとの連絡 協議会を行った。 ●女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)から児童相談所への 通告・相談件数 ※23年度 ・中央2件(内虐待2件) ・幡多 0件	議会開催 平成23年度1回 ●配偶者からの暴力の被 害者の子どもの保護に関	●DV問題についての理解 の向上が必要 ●地域レベルでの見守り ネットワークの必要性 ●児童相談所と配偶者暴 力相談支援センターとの連 携強化	●地域での研修会などを通 じ関係づくりを行う。 ●配偶者からの暴力の被 害者の子どもの保護に関す る連携	議会開催 ●児童相談所と配偶者暴			会の開催・職員研	「修の実施 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	●配偶者暴力相談支援センターと児童相談所がスムーズに継続できる体制ができている。 ●連携が強化され、その関係がスムーズに継続できる体制ができている。 ●DV被害者の同伴の子どもに、必要な保護とケアが十分にできている。	
援センターの機	③ 市町		度差があり、十分とは言え	●研修会の実施 ●対応マニュアルの作成・ 配布	●DV問題についての理解 の向上が必要 ●市町村間の温度差 ●町村の職員体制のぜい 弱さ ●各部門での適切な対応	実施	●市町村での関係機関間 連携の強化に向けて連絡 会を開催	サポートブック作成	連絡協議:	会の開催・職員研	修の実施	●市町村で主体的にDV被害 者支援に取り組んでいる。	女性相談支援センター
能の強化	村との連携強化	組に対する助 言等	クを作成・配布、研修、また、必要に応じてアドバイ	ク作成 ●DV被害者サポートブッ		実施	●市町村での関係機関間連携の強化に向けて連絡会を開催 ●DV被害者サポートブックの改訂版の作成	サポートブック作成		会の開催・職員研		●市町村で主体的にDV被害 者支援に取り組んでいる。	女性相談支援センター
() 制づくり る 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体	①配偶者暴力相談支援センターの周知	害者、外国人 の相談窓口で の周知	●高齢者総合相談センターにおいて、相談の受付け(H23:981件) 一般相談:842件専門相談:139件 ●認知症コールセンターにおいて、相談の受付け(H23年度:422件) ●相談雑素件によって、DV関係の相談があれば各専門機関と連携	域包括支援センター等から、高齢者やその家族が抱える保健・福祉・医療など各種の心配ごとや悩みごとについて、電話や来所	連携 ●外国人向け相談窓口の	継続 ●法改正による障害者相談 支援の充実強化と合わせ て、相談窓口等での啓発を	●認知症コールセンターの	認知知	 	ウテレビ、ラジオ、) ・ ・ る障害者虐待防。	町村広報誌への記事掲載等 広報誌等による周知等 し 止と合わせた周知 センターのPR	●必要な時に連絡できるよう、高齢者総合相談センターの窓りが、高齢者にコールセンターの窓口が開きると記りにいる。 ●障害者虐待、高齢者虐待、DV等について防止等の対策を行っている。 ●配偶者暴力相談支援センターが、各相談機関の窓口職員や県民に広く周知されている。	高齡者權 者權 福 權 程 課 提 健 国 課 聚 交 流 流 際 發 之 流 、 元 、 元 、 元 、 元 、 元 、 元 、 元 、 元 、 元 、

重点 目標	I	忆組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
	①配偶者暴力相談支援セン	フレット等の作成及び関係機関への配置	●高齢者の相談が増加しており、外国人等からの相談もあることから、一定の間知はできているが不十分	●国際交流協会でのチラシ等容発物の配置 ●国際交流協会等の生活 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	国人や高齢者などには対	●外国語パンフレットや点字パンフレット等の配置 ● DV問題についての理解 促進	●ターゲットを絞ったチラシ 等の作成の検討 ●関係機関へ配置の働き かけ ●国や他機関が作成したチ ラシ等を関係機関に配置 ●パンフレット等の作成を 通じて関係者への啓発を行 う。 ●相談窓口をPRする啓発 チラシの作成		各相談窓り	ン等によるのDV理 コへの備え付け、 「 者暴力相談支援		●相談窓口として配偶者暴力相談支援センターがあり、通訳にも対応できることが周知されている。	県民男参性 男参女支 明参女支 明 教 支 夕際 大 万 次 文 際 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次
3 高齢者、障害者、外国人が相談	②各相談機関に	修会等でのDV 防止のための 啓発	●萬齢者をいる。 「「大きない」 「大きない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「ない」 「	ない。 ●民生・児童委員や人権 擁護委員、支援にかかわる団体の研修機会を通じた を高齢者及び障害者権利 擁護連携会議の設立 (9/14) 構成団体:高知県医師会、高知弁護士会、他18団 体構成委長話相談事業 (障害者10番)における相 ・平成24年度実績1,446件 (うち人権・法律37件)	関係の体等とのつながりがない。 ・ 備え付け先との連携 ・ 高龍者及び障害者権体でとの連携 ・ 高龍者及び障害者体で虐待を指している。(職種により、受取り方が違う)を書者虐待防止法の施行や法に対応できる人材及で体制の充実に対応保	●DV問題についての理解 促進 ●高齢者及び障害者権利 擁護連携会議の各団体に おける虐待・権利擁護含 む)に対する取組み内容等 の確認と協力体制の構築 ●障害者110番担当者や相 談支援従事者のスキルアップ ●精神保健福祉センター	窓口との連携 ・地域包括支援センター・ あったかふれあいセンター 等のブロック別別関係機関 連絡会議への参加要請 ・DV対策連携支援ネット ワークの拡充 ●高齢者及び障害者権利	庁内会議の 行者会で、会議 の一体を 一体を 一体 を 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体 一体	各団体間におい 団体の 相談窓口 保健福祉センター 年1回、2月	ナる意見交換及び 「 研修機会を通じ広 「 こつや従事者のスキ	報啓発 ルアップ 連携と相談機能の充実 「	● それぞれの分野の身近なの 相談窓口で、DV相談があっ た場合に、配偶者繁などを名 介するなどの対応ができる。 ● 虚待をつ対応ができる。 ● 虚待をつ対応ができる。 ● 虚待をつからり、虚待をできる。 機関、施設を知っている。 ● 健害者虚待、DVについている。 ● 健害者虚待、DVについて、 が、児童の対策を行っている。 ● 氏間国際交流、協力団体、関係者へのDVの認知が 図られている。	県氏生 生 大 男 参 性 技 支 を し せ 支 を 大 を 大 を 大 を 大 を 大 を 大 を 大 を 大 を 大 を
しやすい体制づくり	おける相談機能の強化	相地セセニター、接知となって、現場のでは、また。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●高齢者総合相談セン ターのリーフレットを配布 (約900か下、10,000部)。 ●認知症コールセンターの ポスター(5千部) チラシ(6) 万枚)作成及びテレビ・ラジ オでの周知 ●研修会等でのDV防止啓 発なし ●相談窓口PR用チラシの配布 ●障害者110番における相 態内容は福祉施策や生活 に関するものがほとんど で、DVに関する相談はな	10,000都を配布)。 ◆行政機関、社会福祉協議会、イナン、コンピニエンスストア等で認知症コールセンターのポスター掲示、チラシ配布 ◆認知症コールセンターについて、テレビCM212 ◆相談窓ロPR用チラシの配布	のリーフレット配布部数の 累積部数は増加するが、相 談件数は年々減少しており、配布部数と相談件数が 比例しない。 ●より多くの県民への認知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●DV問題についての理解 促進 ●研修会等での周知 ●これまで以上の国際交流 協会のPR ・ 応令のPR ・ 応令である。 ・ では、	●民間団体連絡協議会での周知 ●チラシの増刷などによりPRの強化 ●スキルアップのための研修実施や情報提供 ●具体の相談支援業務を	法の模索と確	団体のかけ できない はいました は立 ニュールセンター(報啓発	● 虐待(権利擁護を含む)の被害者となったり、虐待を確認した場合。胜もが相談できる機関(施設)を知っている。 ● 民間国際交流、協力団体関国係へのDVの認知が図られている。	て 女性相談ン 夕齢課 女性相記 を性相で高祖 相で高祖 相は を性相で高祖 相は を性相で高祖 相は を性相が を性相 を性相が を性相が
			().		●精神保健福祉センターと		風して特け体健園との顔の見 ターと関係づくり	精神	保健福祉センター	-と関係機関との過	重携と相談機能の充実		支援セン ター/障 害保健福 祉課

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
(3)高齢者、		●精神保健福祉センターのホームページやパンフレット等により心の健康相談の周知 ●精神保健福祉センターへの相談及び関係機関からの紹介のあった相談者への対応 ●研修会等でのDV防止のための啓発	の専門性を生かした相談 支援体制の充実 ●研修会等でのDV防止の ための啓発を、福祉保健	関係機関の連携	●精神保健福祉センターと 関係機関との連携強化 ●福祉保健所と関係機関と の連携	通して精神保健福祉セン	精神		ーと関係機関との 目談に応じ随時対	連携と相談機能の	充実	●障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DVについて 防止等の対策を行っている。 ●高齢者、障害者、外国人 から相談があれば、相談しや すい体制づくりができてい る。	女性 女性 大変一 大変ー/保む 神祉 大変ー/健 神祉 大変ー/健 神祉 大変ー/健 神祉 大 は は は は は は は は は は は は は
障害者、外国人が	相 ●国際交流協	●相談窓口PR用チラシの配布	●相談窓口PR用チラシの配布	●周知不足	●これまで以上の国際交流協会のPR	●チラシの増刷などによりP Rの強化		#5	シ等での積極的な	\$PR		●民間国際交流、協力団体、関係者へのDVの認知が図られている。	女性相談 支援セン ター/国 際交流課
相談しやすい体制づくり		び市町村の手話通訳者・	協力者の登録 ●手話通訳者・要約筆記 者の養成研修の実施 ●掲示版等でボランティア	●高知市以外では手話通 訳者等が少ない。 ●ボランティア制度の周知	●協力者のDVへの理解を進める。 ●手話通訳者等の増員に よる安定的な派遣や相談窓口での対応ができる体制づくり ●ボランティア制度の周知	●東部や西部地域での手 話通訳者等の養成研修実 施		通訳者の	研修機会を通じが 一 の養成研修の計画 一 制度の周知と各日	的な実施		●各団体との緊密な連携により、あらゆる人が相談しやすい体制が整っている。	女性相談 支援セン ター/保健福 社課/ 高際交流課

<基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実>

重点 目標	I	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
	① 迅速	●警察等と連 携した安全の 確保	●配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉保健所、児童相談所等と連携した対応 ●一時保護所への避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行っている。	全確保について確認 ●警察・市町村・福祉保健 所・児童相談所と連絡会等	●夜間休日は、小規模署で の対応が困難な場合があ	●一時保護所への避難の	●警察関係機関との連絡会の開催 ●事例に応じた関係機関の連携による対応 ●一時保護所への避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行っている。	事例	各関係機関との	連絡会を開催し、		-対応		
1	^透 な一時保護の実施		●一時保護所の開設 ●ホテル等の避難場所を 事前に確認し、避難できる 体制を整えている。	署との連絡会を開催し、安		●適切かつ迅速な保護 ●避難場所の確保、公費負担制度の充実を図る。	●警察関係機関との連絡 会の開催 ●避難場所の確保、公費負 担制度の充実を図る。			連絡会を開催し、			●いつどこでも安心して避難できる場所が確保されている。	女性相談 支援セン ター/警 察本部
) 関 係		●県域を越え た広域での保 護体制の整備	●民間シェルター等との連携	●民間シェルターとの連携 を図る。	●他県の婦人相談所との 連携が十分でない。	●関係機関等との連携	●広域保護のための連携 の検討		各関係	機関との連携関係	系を強化		●被害者保護のための広域 連携が進んでいる。	女性相談 支援セン ター
機関の連携			●相談受理時における保 護命令制度の教示の実施		●制度の十分な理解を得る ための方法の検討	●市町村での緊急時の安全確保 ●被害者に制度を十分理解させ判断させる。	●市町村に対する研修と取 組の支援 ●相談時以外の落ち着い ている時に、制度の説明を して理解をさせる。		令制度の説明及で の支援	び利用への積極的	対なアドバイスの実	上	●被害者が適切に判断して、保護命令制度を利用することができる。	女性相談 支援セン ター/警 察本部
による一時保護と安全の確保	②同伴者を含めた安全の確保	●関係機関に 対する秘密の 保持の徹底	らないようにしている。 ●住民基本台帳の閲覧制限の早期実施 ●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連	●配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所等と連携し事例に対応 ●初任者研修から新任用 教頭研修等、教育センターで行う法規研修うでは、対 をも、教育センターで行う法規研修ののかにあり して、家庭内でののいて、 でして、なく必要 性と、関係者以外に一言も 漏らしてはならないことを 確認している。	●適切な情報管理 ●配偶者暴力相談支援センターと情報を共有し、すぐ 避難状況がわからないよう にする。 ●児童相談所と配偶者暴 力相談支援センターとの連	●適切な情報管理の徹底 ●配偶者暴力相談支援センターとの情報の共有 ●配偶者からの暴力の被 害者の子どもの保護に関す	●引続き個別検討会を行うなかのでは、砂では、砂では、砂では、砂では、砂では、砂では、砂では、砂では、砂では、砂		必要に	写の徹底、情報管 に 応じて個別検討会 最善の援助ができ	の実施		●関係機関の連携が図られ、被害者及び同伴者を含めた安全の確保がスムーズに継続できる体制ができている。 ●避難した被害者が加害者がられるようにする。 ●連携が強化され、その関係がスムーズに継続できる体制ができている。 ●DV被害者の関ビケアが十分に、必要な保護とケアが十分にできている。 ●DV問題について、各学校等で情報管理が徹底されている。	談所/教育委員会
		●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備	●配偶者暴力相談支援センターと連絡を取り、緊急時には対応している。	●入所中の見守り支援の 充実 ●配偶者暴力相談支援セ ンターと連絡を取り、緊急 時には対応している。	せ、加害者からの追求を防	●配偶者暴力相談支援センターと連携し、必要に応じた巡回等の対応を行う。	●配偶者暴力相談支援センターと連携し、必要に応じた巡回等の対応を行う。			に応じた巡回等の			●巡回等を実施することで、 一時保護所に入所中の被害 者が安心して生活ができるようにする。	女性相談 支援セン ター/警 察本部

I	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
①被害者の心理ケ	●専門機関と の連携による 心の健康の回 復支援	のメンタルヘルスを月4回 実施 ●退所後個別カウンセリン グが必要な者には、専門	●民間団体のカウンセラー のメンタルヘルスを月4回 実施 ●退所後個別カウンセリン グが必要な者には、専門 機関に依頼し実施		●被害者の状況に応じたケアができるような対応の充実	●民間団体のカウンセラーのメンタルヘルスを月4回実施 ●退所後個別カウンセリングが必要な者には、専門機関に依頼し実施 ●精神保健福祉センターとの連携		民間団体・専門	機関に依頼しメンタルヘルスま		被害者の心の健康を回復 るための支援が整ってい。。	女性相談支援センター
アの充実	当による心の		●入所者に対して、毎週火曜日に、心理教育、リラクゼーションの実施		●専門性の確保	●入所者に対して、毎週火曜日に、心理教育、リラクゼーションの実施		入所者	に対する心のケアの実施		被害者の心の健康を回復 るための支援が整ってい 。	女性相談支援センター
	等と連携した子 どもの心理判	Vは心理的虐待にあた る。」と虐待防止法で定義	●一時保護及び施設入所 措置を行った子どもの状況 に応じて児童への心理判 定やカウンセリング等実施	理的ケアの必要性が関係 機関にまだ認識されていな		ンターと児童相談所との連携強化 ●一時保護及び施設入所措置を行った子どもの状況 に応じて子どもへの心理判			する同伴児に対する迅速な対応	応のした。	関係機関の連携により、 伴児の心身のケアができ いる。 効果的なケア(心理判定、 ウンセリング)が実施され いる。	女性相談 支援セン ター/児 童相談所
②子どもの心	●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応	援や福祉サービス、医療 情報の提供など、保護者を 支えることが十分にできて いるとは言えない。	て、相談支援のあり方を検 討中 ●「療育福祉センター及び	理的ケアの必要性が関係 機関にまだ認識されていない。 ●子どもに関わる関係機関 に、子どもの心のケアを行	●考える会の提言に基づく	ンターと療育福祉センター 等との連携強化 ●保護者等が必要とする情報の積極的な発信 ●親の会等への活動支援	両機関の	ケアを必要と	する同伴児に対する迅速な対	応	保護者支援の充実 関係機関の連携により、 伴児の心身のケアができ いる。	
身のケアの充虫				●療育福祉センターの診察 を要する児童を同伴しても、 予約がいっぱいですぐに受		●交流の場の整備	連携のあ り方検討 基本構想 策定		考える会の提言に基づく取 施設整備			女性相談 支援を クラー 福祉 もっこう かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいま
実				でもらっている。) ●療育福祉センター及び中央児童相談所の連携のあり方 ●保護者等が必要とする情報を積極的に発信していく必要								ンター
③ 保	ぶことのできる	プレイセラピー等の機会を 提供		●保護期間が短期のため、 日程調整が難しい。	●保護している子どもへの	●遊びの場の確保 ●ベビーシッターの確保 ●被害者が心の相談等を する際に、同伴児へのプレ		ベビーシ	ッタ―の確保・遊び場の確保		入所中の子どもたちが、安 して遊ぶことができる。	を 女性相談 支援セン
育、学習支	●学校と連堆	●教員OBによる学習支援	●教員ORによる学習支撑	●代瑟教員OBの不足	●学習機会の確保	イセラピー等の機会を提供 ●教員OBによる学習支援		事例に応じた	プレイセラピー等の機会の提		入所中の子どもたちが、安	ター/教 育委員会
支援の充実	した一時保護 所での教育支援		実施	●学校の協力体制		●学校との連携強化		学科	と連携した学習支援		人ができる。	女性相談 支援セン ター/教 育委員会

重点目標	I	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
(2)配偶者暴力相談支	③保育、学習支援の充実	のさまざまな制	等が安心して勉学に打ち 込める社会を作るために 家庭の教育費の負担を軽 減している。 ●経済的理由等で高等学	料の減免 ●平成22年度からの貸与 要件の緩和等により制度		る社会を作るために家庭の	●授業料無償化の実施(専 攻科を除く)により、すべて の生徒が等しく学べる支援 を行う。 ●専攻科の生徒への授業 料の減免		公立高等	別度の情報収集と情 「「「「」」 「学校授業料無償化」 制度のサービス水	この継続	●就学のための制度が、周知されている。 ●家庭の状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を作るために家庭の教育費の負担を軽減する。 ●経済的理由等で高す等学校等への進学を断念するを支援する。	女性相談 支援セン ター/教 育委員会
援 センター	④ 災	しや避難訓練	●避難訓練の実施 ●ガラス飛散防止など、地 震による危険回避ための 対応	●避難訓練の実施 ●ガラス飛散防止など、地 震による危険回避ための 対応	●予算の確保	●業務の継続	●南海地震等の対策として 年3回の避難訓練 ●地震防災対策マニュアル の策定			避難訓練の実施		●災害時の入所者の安全を 確保できている。	女性相談支援センター
における一	害に備えた	●備蓄等の充 実	●短期の孤立を想定した 備蓄	●年1回の避難訓練 ●備蓄品(3日分)	●予算、場所の確保	●業務の継続	●備蓄品等の拡充 (3日分→1週間分) ●地震防災対策マニュアル の策定			備蓄品の適正確保		●災害時の入所者の安全を 確保できている。	女性相談支援センター
時保護体制の充	体制づくり	●代替施設に よる事業の継 続	●施設が被害を受けた場合の代替施設として定めたものはない。	●地震も含め、施設外へ の避難を想定していなかったので、施設の耐震や備 蓄等を図った。代替施設と して定めたものはない。	●南海地震による津波対策 を見直す必要がある。	■施設が被害を受けた場合の代替施設を定めておき、災害等による業務の停滞を防ぐ。	●県有施設等の活用について、関係課等と協議し検討していく。		担当課等との†	茘議、検討により代	替施設の確保	●BCPが検討され、災害等が起こった場合も、すぐに業務を再開できる。	県民生 民・男参性 共同/女支援 相 センター
(3)民間支	(1) 郡部における一時	●郡部における一時保護施設の確保	●一時保護委託先 4ヶ所	●一時保護委託先(4か 所)を確保	●県東部に保護施設がない。	●どこの地域に住んでいて も保護できる環境を整え る。	●県東部での委託施設の 開拓 ●一時保護委託先(4か 所)の維持	両機関の連携のあり方検討	県東部での	委託先確保・現委託	モ先の継続	●県内どこでも、一時保護ができる体制が整っている。	女性相談支援センター
支援施設等との連携によ	②民間支援	●民間シェル ターとの連携に よる一時保護 体制の充実		●DV対策連携支援ネットワークへの民間シェルター連営団体の参加・ ● 民間シェルターとの連携と運営に係る補助の実施	●民間シェルターの拡充 ●県東部、県外の委託先確 保		●既存の支援団体との連 携強化 ●一時保護委託先(4か 所)の維持			ルターに対する補助		●官民で被害者の一時保護 を円滑に行う。	県民生 男子 県活・男参 リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ
6る一時保護体制の充実	協設等との連携		た権利擁護の研修会を実 施	る講演会及び研修会を開催し、協力を要請	●保護が必要な場合でも受入が 入定員を超えるため受入が 困難である状況がある。 ●高齢者虐待に組織で対 処する体制づくりが不十分 な場合がある。	●近隣の施設との連携を強 化させる。 ●保護可能な施設との連携 強化	を配布し、施設間での協力			歳員の資質の向上と 		●高齢者利用施設職員の資質が向上と、高齢者の尊厳が保たれる高齢者支援施設の確立と連携を目指す。 ●市町村において受入施設を確保することで、速やかに保護し、穏やかな日常を送れる仕組みづくりを目指す。 ●障害者虐待、児童虐待、りについて防止等の対策を行っている。	高齢者福

<基本の柱4 D V被害者の自立支援>

重点 目標	I	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
		募集時の優先	●県営住宅への入居は、 公募が原則であることから DV被害者についても定期 募集により、入居の募集を 行っている。	の有効申込者のうち、4名	●DV被害者の住宅が必要な時期と定期募集の時期が一致するとは限らないので、DV被害者の自立時期に に臨機応変に対応することが必要である。	の優先入居者として取り 扱っていくとともに、緊急一 時避難先としての住居提供	●DV被害者を県営住宅への優先入居者として取り扱っていく。 ・ 緊急一時避難先住居として、提供するため、行政財産の目的外使用を行う。		書者を優先入居者 書首住宅を提供す	者として取扱うとともに、緊急一時でる。	避難先住居		
		●民間事業者 の協力による 住宅に関する 情報の提供	●それぞれ状況の異なる 被害者に応じた多様な住 宅の確保が不十分		●DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件の提供		●民間事業者との協力体制の確立 ●情報収集の充実		住	宅に関する情報提供		●それぞれ状況の異なる被 害者に応じた多様な住宅の 情報提供、確保ができてい る。	女性相談支援センター
1	①住宅	●保証料補給 制度、融資制 度等の情報提 供	●金銭面等により、住宅の 確保が困難	による保証料の補給	●被害者の金銭負担の軽減 ●DV被害者の希望している生活圏域に合致する物件 の提供		●民間事業者との協力体制の確立 ●民間支援団体との連携による保証料の補給 ●情報収集の充実		保証	正料の補給・情報の提供		●それぞれ状況の異なる被 害者に応じた多様な住宅の 情報提供、確保ができてい る。	女性相談支援センター
DV被害者の生	の確保	及び県営住宅	●DV被害者が一時保護 所退所後に住居を確保す るのは、保証人や収入面 等の問題により困難を極め る。 ●それぞれ状況の異なる 被害者に応じた多様な住 宅の確保が不十分	用や民間事業者等の協力 により住宅を確保 ●教職員住宅の一時利用 ●公営住宅の募集情報の 提供	と等の問題により、民間の 住宅を借りにくい状況にあ る。 ●DV被害者の希望してい る生活圏域に合致する物件	被害者のために、県職員住 宅等の短期利用を検討 ●DV被害者を県営住宅へ の優先入居者として取り	的外使用等による短期利用 を検討 ●DV被害者を県営住宅へ の優先入居者として取り 扱っていくとともに、緊急一		具営住宅を提供す 	さとして取扱うとともに、緊急一時なる。 といて取扱うとともに、緊急一時なる。	避難先住居	●県職員住宅等の活用などにより、一時保護所退所者の住居の確保の道が広がる。 ●市町村においても、同様の取組を行う。 ●緊急を要する被害者の一時入居先として、行政財産の	周 足
生活再建			●県営住宅への入居は、 公募が原則であることから DV被害者についても定期 募集により、入居の募集を 行っている。	に対する、977名の有効申 込者のうち、4名のDV被害 者の申し込みがあり、抽選	● DV被害者の住宅が必要な時期と定期募集の時期が一致するとは限らないので、DV被害者の自立時期に臨機応変に対応することが必要である。	●部局間使用申請があり、 いつ職員住宅に空きがあれば部屋の提供を検討する	外使用を行う。 ●市町村営住宅への優先 入居措置の検討(県営住宅 並) ●職員住宅の空き部屋の 提供	ブロック別			への働きかけ	目的外使用許可を行い、県営住宅を提供していく。	治共課相セ/ 共一課/ 大声の女子 大声の女子 大声の女子 大声で 大声で 大声で 大声で 大声で 大声で 大声で 大声で 大声で 大声で
									3	安定的な住宅の確保			
	②就労支援		●就労支援機関との連携 により、様々な形で就労、 訓練につなげている。	会の提供	ての理解 ●就労先が特定される(清掃等) ●資格取得のための受験料などの費用負担	●被害者に応じた就労機会 の提供 ●就労しやすい子育て環境 の確保	者への積極的な支援や働			ークとの連携による自立支援 上 企業への就業の働きかけ		●就労支援機関との連携により、希望する職種等に就労 できている。	女性相談 支援セン ター
	の 充 実				●子どもの預け先の確保				J 100 dr.i	上本・の別本の関とが1			

重点 目標	1	D 組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
		の促進や求人 情報の提供に よる就職の促 進	●一時保護所入所者に対して就職情報を提供 ●就労支援機関との連携 により、様々な形で就労、 訓練につなげている。 ●企業におけるDVに関す る従業員研修は少ない。	●国際ソロブチミストなどにより、企業向けの意識啓発の実施 ●各種広報媒体を活用した広報の実施 ●ハローワーク等との連携 ●企業におけるDVに対する啓発は、取り組まれていない。	●業界団体や企業等とのつながりがない。 ●DV被害者の実情についての理解が不十分 ●企業において、DVに関する啓発に関心が薄い。	る。 ●被害者に応じた就労機会 の提供 ●就労しやすい子育て環境 の確保	ハローワークとの連携によ	庁内担当 者会等議の じた会議 情報収集 体等への 働きかけ		□ まままで ままま ままま ままま ままま まままま まままま まままま ま		●企業を含め、社会全体でに Vに対する理解ができてい る。 ●企業におけるDVに関する 従業員研修が増加している。	県活共課相セ 民男参女支 生女画性援 がター
							業員研修について、協力依頼	経営者					/雇用労 働政策課
() DV被害	②就労支援	度等の技能習 得にかかる情 報提供	常に厳しい状態 17年高知県ひとり親収入 実態調査 0~150万円 56.2% 150万円~350万円 34.17% ●職業訓練全体の受講者 は増加している。 訓練受講者数: H22年度873人→	練などの受講機会の提供などの受講機会の提供などの受講機会を育て支援や検定対くり●なっの大銀の仕組みづ立立の母子センタと連携を取得した。 アーカー から、被しているなが、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	ての理解 ●資格取得のための受験 料などの費用負担 ●子どもの預け先の雇用情 ●子子家庭の母は、屍雇用情 帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、種に就 職するのくが難しい。 ●就労先が特定される(清 場職等) ・職業) ・職業・副練要講生全体の 就職率に比べ、母子家庭の	取組を継続するとともに、より一層求人情報の収集・提 リー層求人情報の収集・提 供等に努める。 ●訓練生の就職支援の強 化	者への積極的な支援や働き掛け の実施 ●ハロワークとの連絡会 の実施 ●・時保護入所者就職児 動時の同伴児への託児実動 施、託児情報の収集と提供 ●母子家一年の一次要の収集と見供 ●母子家一年の一次要の収集・提供支 援センター服業、就業情報の収集・提供相談、パソコン 講座 調練を住を対象とし		ハローワ· 業・自立支援セン			●ひとり親家庭等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る。 ●職業訓練受講生の就職率の向上が図られている。	
者の生活再建	の充実	び技能習得時 の託児支援	ンター」について、会員は	●「こうちファミリーサポート	●「こうちファミリーサポートセンター」について、依頼会	●被害者に応じた就労機会 の提供 ●就労しやすい子育て環境	動時の同伴児への託児実		職業訓糸	東受講生の就職支	援の強化	●「こうちファミリーサポート センター」が広く周知され、利 用が図られている。	1
			徐々に増えてきている。 「こうちファミリーサポート センター」の会員数:1.044 人(H23.3末) → 1.138人 (H24.3末) → 2.138人 (H24.3末) → 2.138ん (H24.3末) → 2.138ん (H24.3x) → 2.138ん (H	センター」の会員拡大に向けた広報 ●他の職業訓練を含め、ハローワーク窓口や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて広報 ●経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン	員に比べ援助会員が少な	の確保 ●「こうちファミリーサポート センター」の会員拡大に向 けた広報の継続 ●託児サービスのニーズを 踏まえたコース設定 ●就労び結びつく講座にお	●「こうちファミリーサポートセンター」の会員拡大に向けた課HP掲載等の広報 ●託児サービス付き職業訓	/%	ミリーサポートセン ニーズ ソコン講座や	に応じた職業訓練	に向けた課HP掲載等の広報	●託児サービスを利用した 職業訓練受講者数の増加が 図られている。 ●パソコン講座や簿記講座 等(託児付き)の実施につい て継続的に取り組むことで、 就労を支援する。	女支タ サスター 大田 できません 大田 できません アイ できまれる できまれる できまれる できまれる アイ・アイ できません アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア

重点目標]	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
	3	●生活保護等 の情報提供と 手続に際して の支援	位置付けられた。 ●市町村が庁内調整できる体制になっていない。 ●生活保護等の情報提供 と手続きの支援と実施 ●地域の関係機関が配偶	と手続きの支援と実施 ●地域の関係機関が配偶 者暴力相談支援センターと 連携できるよう、調整や支 援を実施 ●市町村の役割について の啓発とスキルアップ研修	の支援 ●多様な被害者への対応 ●直接、配偶者暴力相談支	●市町村の主体性の醸成 ●相談につなげる体制整備	●種々の制度が必要な相談者、入所者への支援 ●日常生活上の相談の充実 ●日常生活上の相談の充実 ●DV被害者支援サポート ブック作成時の参考資料 して情報共有シートを入 れ、各市町村での活用を図 る。 ●福祉保健所と配偶者暴 力相談支援センターとの連 携			品力体制による制度 は 関者暴力相談支援	度の情報提供	●配偶者暴力相談支援センターとの連携が継続して行れ、被害者に支援策の情報提供などができる体制ができている。	2
	生活支援の充実	●被害者の日 常生活に対す る支援の検討	●母子家庭等就業・自立 支援センターを通じ、こうち 男女共同参画センターや 配偶者暴力相談支援セン ターと連携を取りながら、 被害者に対し、情報提供、 相談等の支援を行う。	男女共同参画センターや		●ひとり親家庭等自立促進計画(二次)に基づく支援の実施。 ●PDCAサイクルによる進捗管理及び児童福祉審議会(母子部会)への報告。	計画(二次)による支援の実施 ・母子生活支援施設にお	計画策定		計画に基づ	《事業実施	●被害者を支援する体制ができている。	児童家庭課
1 D		●支援制度窓 ロのワンストッ プ化	●全市町にDV担当課が位置付けられた。 ●市町村が庁内調整できる体制になっていない。 ●身体的な支援窓口のほとんどは市町村であり、各町村の各種支援担当者名前によっき、配偶者暴力相談支援センターが協力依頼を行っている。	●研修会等の機会を捉えて、協力依頼をしてきた。 ●市町村の役割についての啓発とスキルアップ研修の実施	口は男女共同参画や人権 所管部門で、福祉部門では	●市町村内のDV支援ネットワークを構築し、相談シートの活用などにより。最初の窓口で聞き取ったことが、その後の支援にすぐ生かされるようにする。 ●市町村の主体性の醸成	ンターが作成する相談シートを活用した対応ができるよう、研修等を行う。		議の実施	ワーク専門者研修	5・ブロック別関係機関 上 度の情報提供	●各市町村で、DV被害者支援の類型だった対応ができるよう市町村内部の連携が図られ、被害者の負担が軽減される。	原 尺
	④民間支援団体等との連携による経済的	●一時金や支援物での提供者などでポートでは、 でで、一般ででは、一般では、 では、一般では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		●国際ソロブチミストとの協定に基づく支援 ●女性保護対策協議会に よる退所者等に対する支援 ●小ロー時金の立替、新 生活を始めへのお助成を を物品購入の仕組みを構か ●民間団体等への働きか け	●支援団体等の拡充 継続して、常に提供でき る体制 金銭面での支援の拡充 ●DV被害者の生活ニーズ に合った支援品の確保	●協力関係の構築 ●企業等への働きかけ ●フードパンクとの連携の 検討	●業界の機関紙への啓発、 研修等の実施により、協力 を働きかける。 ●広報を通じて、広く県民 に支援を呼びかける。 ●民間団体等の協力を得る。 ●企業・民間支援団体から の物品の提供 ●任意団体の立替え制度 の活用	庁内担当	労働局や関係	からの協力による I 団体が実施する会 I 会議の情報収集や I 業界紙等での広 I	と議等での広報 ・、関係団体等への働きかけ	●食料品や生活物資が、常に提供できる体制ができている。 ●民間支援団体による金銭面での支援が、継続的に実施できる。	`
	⑤庁内関係課による支援策	る県基本計画 の進捗状況の 把握や課題等 の検討	●進捗状況は、年度ごと関係課に照会し、課題等は低別事例ごとに協議している。 ●担当者会出席による関係機関の情報の把握、計画の進捗状況の確認		●DV所管課が支援策を所管しておらず、個別事案についてその都度庁内関係課と協議 ●担当者会の内容の充実	●支援策を所管している課との連携を強化し、必要に応じて各市町村への指導等を依頼 ●取組の継続 ●状況を把握し、問題意識を持って会に参加する。	継続実施により、人事異動		ススタディ等による		情報共有を図るとともに、 の情報の把握	●庁内関係課から、支援に 有効な情報が届くとともに、 懸案事項があれば相談でき る関係を築く。 ●関係機関の取組が把握で きている。	.e - 4

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
2 安全安心な暮らしへのフォ	令後の安全の 確保	害者に指導警告を行い、必要に応じ被害者方の巡回等を行い現状を確認している。	め連絡を取り確認 ●センターでの宿直体制	ある。 ●DVへの理解不足 ●適切な情報管理 ●巡回等きめ細かな被害 者対策の実施	●適切な情報管理の徹底	●退所後の生活状況を含め連絡を取り確認 ●センターでの宿直体制		地域・市町村にま	 切な情報管理の循 	 青報の適切な管理 		●保護命令後の加害者に対する警告、被害者対策をとることで被害者の安全を確保する。 ●DV問題について、各学校等で情報管理が徹底されている。	女性 担 セ セ セ を 変 察 不 。 部
ォロー アップの充実	報 制の確保	番登録し、架電の際に即時	番登録し、架電の際に即時 対応できるようにしている。 ●警察等との連携	●危険が予想される場合の配偶者暴力相談支援センターとの連携 ●本人から帰宅する場合がある。 ●DVへの理解不足	●警察と配偶者暴力相談 支援センターの連携による	●110番通報登録の推進 ●警察と配偶者暴力相談 支援センターの連携による 安全の確保 ●退所後の生活状況を含め、連絡を取り確認 ●センターでの宿直体制	警察		支援センターとの	連携による安全の	· 確保	●危険が予想される場合、 速やかに被害者を保護でき る体制が整っている。	女性相談 支援セン ター/警 察本部

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
() 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	①関係機関の連携による被害者の情報 クの情 神ので が が は で が は で が に が に が に が に が に り の に り の に り に り に り に り に り に り に り	村協議から、	●民保施所の派遣 委等へ VV民 の講書の派遣 委修 で CO 向 で G で G で G で G で G で G で G で G で G で	●DVについてのいない。 域書が、はない。 域書を表するようでは、ない。 の高齢ない。 ● のでは、ない。 の情報は、有 ● 地域を発生した。 ・ のは、ない。 ・ のが、ない。 ・ のが、ない。 ・ のが、ない。 ・ のが、ない。 ・ のが、ないが、ない。 ・ のが、ない。 ・ できるといる。 ・ でき	部門とDV担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●地域福祉アク進歩管理会議を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	市職等高齢者のおります。	会議の実施 「庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市町村担当 者会の開催 別係課担当者会: 研修等を継続実施 ンプランの策定お。 有 一ク又はそれに準 型括支援センターの 童対策地域協議会 自機関への報介の連携・情報共有	を はび進捗管理にかか にる組織の構築と付 機能強化支援 の活動強化	かる	●全市町一位の大学で一つが構築によるネットで一つが構物によるネットで一つが構物にある。	県民生
	帳の閲覧等の 禁止の趣旨及	●ドメスティック・パイオレンスの被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数(ストーカー行為等含む)・支援措置申出者1420(12月1日現在):24人H21(12月1日現在):79人H23(12月1日現在):88人H23(12月1日現在):88人	務協議会の県内各6ブロック会(安芸地区、幡多地	援者の情報が漏れたという	●市町村担当者に対しての制度の周知徹底 ●支援措置対象者への対応状況の把握	●市町村担当者に対して、研修会等の機会を捉え、制度の趣旨及び留意点等の周知徹底に努める。 ●DV被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数調査を実施する。 ・支援措置申出者 H24.(12月1日現在):86人 H25(12月1日現在):86人	毎年12月11	 日現在のドメスティ		え、制度の周知徹 人の被害者の保護の に実施		●各市町村でDV被害者への支援措置について適切な対応がされている。	市町村振興課

重点 目標	取組項目	1	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度						
2	どもの/ 成長の	もののの見りである●童報対●期す●児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	か心身の の見守り	もの心身の 長の見守り ・ス	まによる子 の心身の その見守り	主とな中央は 関・リネット ・ では、 ・ では	● 生どな で は いっぱ で は いっぱ で が で が で が で が で が で が で が で が で が で	することが困難である。 ●要保護児童対策地域協 議会での構成機関の連携	の個別検討会へ配偶者暴 力相談支援センター職員の 出席を依頼し、地域のネット ワークの構築による情報表 有を行う。 ●市町村訪問等を通し、て の可様をのな参加要請を行う。 ●小学校や保育所・幼稚園 等との連携を密にする。 ●要保護児童対策地域協	●市町村訪問、研修会開催 等の情報発信 ●幼保小中連携の強化 ●母子生活支援施設において、母子世帯が安心して 相談できる体制の整備 相談員研修参加 年12 回 ●母子等支援員による相		必要に応じた個別検討保育・教育の質、親の子育て力の情報共有と適切な援助		向上に向けた支援	●地域のネットワークが構され、市町村が主体的にD 被害者支援に取り組んでいる。 ●一人一人の子ども理解に基づいた保育実践の向上が図られている。 ●親の子育て力の向上がほったいる。 ●オどもの心身の健康を取り戻し、暴力を次の世代になげないようにする。	マ - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
安全安心な暮らしへのフォロー	言者及び子どもの心身の回クラ校 クラ校	カウンセ! による学! ケア		i談活 ●「保健室における相談活施」などの研修会を実施 ● スクールカウンセラー 等・心の教育アドバイザー 等による相談活動	員会の中に位置付けられて	し、継続的に適切なケアを 行う意識を高める。 ●校内支援委員会などで 定期的に情報を共有し、心 身の健康状態に応じた適切 な支援を行う。	●保健室や相談室など相談しやすい環境づくり ●養護教諭やスクールカウンセラー等を校内支援体制に位置付けるとともに、具体的な手立てについて情報の共有を図る。 ●スクールカウンセラー等研修講座において、デートDV等の専門研修を行う。	1		切な支援(養護教	レセラー等の位置付けを図 動の専門性の強化) 撮優(SC等の専門性の強化	ルカウンセラー等が確実に 位置付けられている。 ●各学校において児童虐得 やデートDV等について、早期の気づきから早期の支持 が実建できょうにかって	· 教育委員			
ーアップの充実	支 支 及び市 員等に	アルフ町一村戦 が市によのケケア 大市によのケケア 東京ででのケケア 東京でである。 東京でである。 東京でである。 東京でなる。 東京		カーの専門性や対応力の 向上を目指した研修を行っ た。 ●校内支援会や要保護児	●子どもの不登校や非行など問題の背景を検討するときに、DVや虐待等の視点をを持ち対応する。 ●被害者が地域で暮らすことができるような地域での	カーの配置を進める。 ●スクールソーシャルワー カーを支援するために助言 体制を整え、研修会を実施	カーの専門性や対応力向 上を目指した研修会を行 う。 ●個別検討会の実施	スクールソーシャルワーカーの配置拡大 向	●スクールソーシャルワーカーの配置を進め、25市町村以上とする。 ●DVや虐待に対して、より門的な支援ができるスクーソーシャルワーカーが育成れている。 ●地域のネットワークが構され、市町村が主体的にひ被害者支援に取り組んでいる。	ルさ 支援セン ター/福 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
	体によっ 支援や づくりな		よる同行 爰や居場所 りなど特色 (よる同行 ほや居場所 りなど特色 (よる同行 で や居場所 同 など特色 の	同行支援や、居場所づくり	ワークへの民間支援団体	間支援団体等の開拓・育成	●県内各地で支援を行う民間支援団体等の開拓・育成				別関係機関連絡会		●地域における支援ネット ワークが構築され、民間支 団体による同行支援など、 の長い支援を行う。	援息 県活・男参生 民・男参性 開・開参性 関・関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関・ 関
	相談支 ター等/ 所者へ	援セン による退	●生活サポーターによる退 所者のフォロー実施	●H23にサポーターを配置	●非常勤職員のため、すべての退所者フォローが難しい。	●生活サポーターの活用と 関係機関との連携	●生活サポーターによる退所者のフォローの充実 ●関係機関と連携してフォローアップ		:	フォローアップの縦	*************************************	●地域において安心して生活を確保できる。	女性相談支援センター			

<基本の柱5 地域における取組の推進>

重点 目標	I		現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
		●市町村基本 計画の策定と 取組の推進 【再掲】	●努力義務であることもあり、市町村基本計画を策定している市町村は、県内にほとんどない。	修会の実施		●今後策定、または改定すいる男女共同参画プランでのソ被害者支援計画となりうる内容を盛り込んでもらう形での計画策定を働きかける。 ●市町村地域福祉アクションブランとの連携も視野に検討していく。	業を活用した市町村基本計画の策定を働きかける。 ●ブロック別関係機関連絡会議等を通じたDV理解の 浸透		ック別関係機関逐 策の検討 市町村向け 策定の手引 き作成	・市町村担 当者会の 開催	問等による策定の働きかけ		
		活用した意識	●広報紙等を通じて、地域 住民に対する福祉及び人 権啓発の実施		●現状は、県の窓口広報となっており、市町村窓口の周知が不十分なので、市町村が主体となった相談窓口の広報	●DV予防から自立支援まで、市町村が主体的に取り組む体制を支援する。	●広報素材の提供 ●ブロック別関係機関連絡 会議等を通じてDV理解の 浸透を図る。		体のDV理解、相 修の実施	談窓口の広報につ	かなげるため、広報素材の	●「DVは、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害」であ ることが広く認識されている。	県民生
1			●市町村のDV窓口は、男女共同参画や人権所管部門が多く、福祉部門ではない場合がある。 ●市町村により、対応に温度差がある。	修会の実施 ●市町村男女共同参画行 政担当課長会議の開催		により、被害者の負担の軽		連絡:	会議の実施		5・ブロック別関係機関	●各市町村で、DV被害者支援の類型だった対応ができるよう市町村内部の連携が図られ、被害者の負担が軽減される。 ●被害者が二次的被害を受けることができる。	県民生 活・男女 共同参画
地域での見守り体	①市町村の取組強	●被害者支援 マニュアルの 作成等による/ ウハウの共有	クを作成・配布、研修をして いるが、主体的な支援等は		●各部門での適切な対応	●DV被害者サポートブック の改訂版の作成	●DV被害者サポートブック の改訂版の作成	サポート ブック作成 連絡会を通じ市町村での取組へのフォローアップ研修の実施		コーアップ研修の実施	●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。	女性相談支援センター	
制づくり	化	●相談窓口等 職員に対する 研修の実施	況にない。 ●講師派遣を希望する、市町村職員の人権研修課題 の一つとして実施している	修会の実施 ●市町村男女共同参画行 政担当課長会議の開催	体が希望する研修課題に対して対応しているため、女性(DV防止)として全面に出すことはできていない。 ●人権啓発センターは、あらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、同門部署に頼らざるを得ない。 ■講師等を務める相談員のスキルアップ研修への参	の継続 ●二次的被害の防止 ・ 人権啓発センターでは、 ・ へ札までと同様に、あらゆる 人権課題に沿った研修を実施 ・ かった・ 女性(DV防止)についても研修を実施していることを宣伝し、入口的 な役割を担う。 ● 相談員スキルアップ研修	び研修課題として提案する。 ●相談員スキルアップ研修	連絡	市町村研修への	での取組へのフォロー 市町村担当者会の開催 諸師派遣及び研修		●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。 ●講師派遣を利用し、市町村相談窓口の職員だけでなく、一般職員にもDV防止への取組を知る最初の研修として利用してもらう。 ●相談窓口職員のスキルアップが図られ、各機関の相談員が連携してDV防止に取り組んでいる。	県活共課相セノノヤーの
		相談支援セン	●個別対応への情報提供 や助言、協力等 ●研修等の実施	●個別対応への情報提供 や助言、協力等 ●研修等の実施	加拡充 ●市町村が、DV対策に主体的に取り組む体制づくり ●各種の研修への参加	●個別対応への情報提供 や助言、協力等 ●研修等の実施	●DV被害者サポートブックの活用 ●個別対応への情報提供 や助言、協力等 ●機会を捉えた研修等の実 ・ ●各種の研修等の情報を 積極的に取り入れ、可能な 限り参加			への講師派遣及び		●各市町村で、DV被害者支援の類型だった対応ができるよう市町村内部の連携が図られ、被害者の負担が軽減される。 ●被害者が二次的被害を受けることなく、適切な支援を受けることができる。	女性相談 支援セン

重点目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
() 地域での見守り体制づくり	●係議携 ・団体のネットワークづくり別終金運 (②関係機関・団体のネットワークづくり)のでは、 ・	機関が集まる機会はな弱い。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	援センターの研修会を開催 ●地域福祉アウションブランの策定と実践活動への 支援 ・平成22年度に県地域福祉支援計画を策定し市町 村計画策定3年度末でに 結果平成23年度末までに 23市町村において策定済	●市町村内の関係機関連	●地域のネットワーク構築	●福祉保健係者による会議を開催 先ずはブロックで、地域の関係者による会議を開催 先ずはブロック単位で、最終的には各市町村を目前す。 ●DV件数の多い市町村から、順次、市町村内関ズにいくように支援 ●地域福祉アク連歩 一部が出る。 ●DV件数の多い市町村の会議の策定の機能を開発を対している。 ●地域福祉アウ連歩 ● 個別報談を頼むの策定の機計会援センター職員の参加を依頼する。	会議	市町村内の関係	共有	市町村単位のネットワークモデルケース構築		●全市町村で地域の関係者によるネットワークが構築され、各市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●地域福祉に携わる関係者が、DV対策の視点を持って活動を行うことができている。 ●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。	県活共課相セ/地祉/健民・男の世援――――――――――――――――――――――――――――――――――――
() 早期発見、通報及び相談体制づくり	る関係機関・団	●地域(ブまる機制)ののは、 ・関係域での ・関係域での ・関係域での ・見中では、 ・同様関が、 ・同様関がでの ・同様関がでの ・同様では、 ・一のは、 ・のは、	修会の実変施・児童委奏等、 ・民皇・児童委修等、 の講師生活動が、デックの作成、 ・田の新作・の事を受ける。 ・田の新作・の事を受ける。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福祉部門とのつながりがない。 ・地域での見充実にない。 ・地域での見充実にない。 ・DVについての認識が、地域をではない。 ・ はまで浸透していない。 ・ 虚待等を据せるとする。 ・ 域包括衰援を確ともされる。 ・ はない。 ・ 要保護児 根域の連携をでの構成有 ・ といい。 ・ 要保護児 根域内のといい。 ・ 要保護児 根域内の連携を行ううえの役割分といっといっという場合 ・ といいるいる。 ・ といいるは、ないの後別のでは、ないは、ないの後別のでは、ないは、ないの後別のでは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ない	クづくり ●DVIに関する知識等の習得しベルアップ) ●地域福祉関係者が集まる会議等において、DVIに関する情報の周知を図る。 ●地域に密着した支援者	議等での周知 ●地域に密着した支援者 (見守り者)の増負と技量向 上のための研修会の開催 ●障害者電話を陸障害者虐 待防止法の広報・啓発や 修実施におけ立る開知 ●要保護児歯成機関の連携 及び情報共有に対して、配 個者暴力格技支援で表して、ター等と連携した、DV被害者	連絡会等における周知について協議市町村法議等では	議の実施民生委員の対策等の地域福祉アクショコの啓発情報共有「村地域包括支援」「者110番の実施」要保護児童	市町村担当者会の開催・児童委員ブロック周知	I	けるDV かる会 支援	●全市町村で地域の関係係され、各市町村で地域の関係係され、各市町村で地域の関係係され、各市町村が主組んでいる。 ●地域福祉に携わる関係できる。 ●地域福祉に携わる関係できる。 ●なりを行うことができる。 ●なりを行うになり情報のでは、多りを作り、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	県活共課相セ/地政高祉害祉童/談育民・明同女談ン 域策齢課保課家童所委生女参性援 祉保福の課相教会

重点目標	1	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
() 早期発見、通報及び相談体制づくり	②各種支援制度の活用による生活再建	●生活保護、 保育支援報長の 支援報果へ のび援	●市町村窓口、福祉保健 所等での情報提供及び各 種手続支援の実施	子での生活自立に関する 情報提供を行う。 ●生活保護等の情報提供	支援の視点が弱い。 ●直接、女性相談支援セン	積極的な情報提供及び手 続支援 ●相談につなげる体制整備 に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	●庁内担当者会等を通じて活用できる施策等の情報提供の依頼 供の依頼 (市町村に情報提供する際は、県民生活・男女共同参画课への情報提供も依頼) ●相談者及び入所省に母子での生活自立に関する場では、保を任を行う。 ●配偶者暴力相談支援センターと福祉保健所との連携		 対策連携支援ネッ 会議の実施 	関係課担当者会の	トライス をおります といっと といっと といっと といっと といっと といっと といっと といっ	機関	●DV被害者が、様々な施策の活用により、早期に自立生活を営むことができる。 ●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの連携が継続して、スムーズにできる体制ができている。	県活共課相 民男局 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) 東 (東) (東)
() 3 自立支援の取組	①自立への継続的な支援	ワークの構築共有	村および市町村社会福祉福祉協議会が策定する地域福祉アクションプランの策定が進んできた。 ● 倉舎時助止における高かの高精要の保護・民選・大・選を、大・選を、大・選を、大・選を、大・選を、大・選を、大・選を、大・選	修金見生態・見から、	●加害者対応をしている認識が地関との連携 ● DVについての認識が地域まで浸透していない。 ● 面がについての認識が地域まで浸透していない。 ● 面がについての認識が地域まで浸透していない。 ● 面がで浸透していない。 ● 変保・管理・技術をはません。 ● 変保・で観光・できるでは、ないできるができるができるができるができるができるができるができるができる。 ● 世間とがですの一クの指導というでは、できるに、できるに、できるに、できるに、できるに、できるに、できるに、できるに	●地域福化機大者が集主を ・地域福に大のV1に関係て、DV1に関係で、DV1に関係で、DV1に関係で、DV1に関係を ・会議議等に別知を止べまでは、 ・高かの構築とのを実現での接触ができる情報を保護性のの相談をは、 ・要保護性質に対している。 ・要保護性質に対している。 ・政が情要に対している。 ・政が情要に対している。 ・政が情要に対している。 ・政が情要に対している。 ・市町村を依頼表し、によるは、 ・の相談を依頼者長の、中での見機関を指導係機関の指導係機関の指導係機関を関係害者が、 ・域関係害者が、している。 ・本に基準のの配置を決している。 ・本には、 ・本には、 ・本には、 ・スクールソー進かる、 ・スクールソール・フークールソール・フークールソール・フール・フーシャル・フークールソール・シャル・フーク・スクールリニをは、 ・スクールリには、 ・スクールソーといる。 ・スクールソーといる。 ・スクールソーと、 ・スクー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	▼被害同でのかかわった。 民舎地域では、 大会での対した。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	連絡会 地域 市町村村会議等	⇒議の実施 市町村における。 地域福祉アクションでの啓発・情報共・ 章待防止ネットワー 要保護児証 必要に 被害者に対す	プランの策定おより では、	市町村単位のネットワークモデルケース構築 有と情報の適切な はなび進捗管理にから ここる組織の構築と付いています。	管理かる	●全市町村で地域の関係をされ、各市町村で地域の関係をされ、各市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●地域福祉に携わる限保でした。 のかが、動を行うに、は関係できた。のでは、10世域に変化ができた。のでは、10世域に変化ができた。のでは、10世域にあれている。のでは、10世域には、10世域には、10世域には、10世域には、10世域には、10世域に対し、10世域に対域に対しが対域に対域に対しが対域に対域に対しが対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対	活共課/表別の 大田

重点 目標]	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度				
	②地域での居場	等との連携 ② 地域での居場所づく ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	等との連携 わらず、誰もが気軽に受い、必要なサービスを含ることができるかは福祉拠点として、あったからあいセンターの設置をでいる。 ●地域包括支援センタの機能強化の取組を進ている。 ●隣保館(所管は和制数業や、人権啓発などの動を行っている。	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがを民に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点として、あったかふれめいセンターの設置を進めている。 ● 地域包括支援センターの機能強化の取組をを進めている。 ● 隣保館(所管種は市町村)事業や、人権啓発などの活まや、人権啓発などの活ま、また、人権を発などの活	ンター来所のニーズのある DV被害者がいる場合は、 連携して相られる。 ●あったかられあいセン ターの整備化進・ H21年度~H23年度は、 ふるさと雇用再生特別交付金を活用して実施 ●地域包括支援センターでは、高齢者虐待等の対応を行っている。	れあいセンターのサービス	ターの相談・訪問機能の充実 ●隣保館は、地域に密着した福祉施設なので、被害者	の研修 ●DV対策等に係るパンフ	地域福祉コ		連携した相談対応 体等の実施、DV:	対策に係るパンフレットの設置	●あったかふれあいセンターや隣保館の職員が、DV対策の視点を持って活動を行うことができている。 ●地域包括支援センターを中心に、高齢者が生き生き生きをもせる支援体制づくりを目指す。 ●隣保館が地域での身近な相談者として広く認知されている。	女性相談 文世報と ター/福祉 域課/高
(所づくり		●地域で支援活動等を 行っている団体等の情報を つかんでいない。	●DV対策連携支援ネット ワーク会議の開催	●地域の福祉団体等との つながりがない。	●地域におけるネットワークを構築し、安全な場所を構えて地域で見守る。	●ブロック別関係機関連絡会議の開催 会議の開催 ●DV対策連携支援ネット ワークの充実 ●民間支援団体の情報収 集		策連携支援ネット 会議の実施	ワーク専門者研修市町村担当者会の開催	・ブロック別関係機関 市町村単位 のネットワー クモデルケー ス構築	●全市町村で、既存の施設 等の活用により、DV被害者 が安心して過ごせる場所が ある。	県民生 活男女画 対大 対支支 を センター	
3 自立支援の取組		や福祉保健所等による育児支援	●関係機関との連携により、育児支援を実施 ●児恵権と実施 ●児恵権と関係を要する相談業務 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門関による調査、判定に基づく援助方針の策争要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	実施係機関との連携により、育児支援を実施 ●関係機関との連携により、育児支援を実施 ●児童相談所における育児支援 ・専門的な知識及び技術を要する相談業務 ・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の	●被害者が地域で暮らすことができるような地域でのネットワークづくり ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	●必要に応じて福祉保健駅の個別検討会へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を抜類し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。 ●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有	実施 ●個別検討会の実施 ●要保護児童対策地域協		必要に	した意見交換会の にない。 にない。 に対策地域協議会	 の実施 	●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●地域のネットワークの構築により情報共有がなされ、関係機関が連携した支援に取り組むことができている。	女性相談支援セン	
	もの健やかな成長の見守り	会や民生委員・児童委員との連携	●民生委の場合を ・民生委のの場合を ・見見が ・見見が ・一見り、	●民生委員・児童委員の活動支援 ・活動な援 ・活動な援 ・活動な援 ・活動な援 ・活動な援 ・活動なが ・研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別の実育 ・見支援 ・専門的な知識及び技術 を要する相談業務 ・専門的な知識なび技術 を要する相談業務 ・専門に基づく援助方針の 策定と支援 ●要保護児童対策地域協	いの仕組みの充実 ●DVについての認識が地域まで浸透していない。 ●子どもを見守り支援を行	議会での構成機関の連携 及び情報共有 ●各市町村の要保護児童	●民生委員・児童委員ブロック別研修会等での周知 ●要保護帰立が策地域協 議会での無知・ ●要保護帰立機関の連携 及び情報共有 ●市町村訪問等の聞き取り を通して、学校や市町村教育委員会のDVの把握や支援が決定を確認するととも に、支援がすない場合 は、助言・バイザーの派遣等 の支援を行う。	要保護児	対策等の 要保護児ュ 員会の要保護児 童やDV被害のも	D周知	ク別研修会等におけるDV *の活動強化	●地域福祉に携わる関係者が、DV対策の視点を持って活動を行うことができている。 ●地域のネットワークの構築により情報共有がなされ、関係機関が連携した支援に取り組むことができている。 ●学校等による児童虐待、DVの早期発力的、会で接近、対策地域協議会へつなげ、迅速かつ的確な支援ができるようになる。	,	

重点 目標	取組項目	現状(H24.3.31時点)	これまでの取組	課題	これからの対策	具体的な取組内容	24年度	25年度	26年度			
3	クールカウンセ ラー等による学 校でのケア	●「保健室における相談活動」などの研修会を実施 ●スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等・心の教育アドバイザー等・心配置(平成23年度) 小学校 76校 中学校 83校 高等学校 37校 特別支援学校 5校		い。 ●問題行動の背景にはDV 等があるのではないかとい う、教職員の「気づき」の意	し、継続的に適切なケアを 行う意識を高める。 ●校内支援委員会などで 定期的に情報を共有し、心 身の健康状態に応じた適切 な支援を行う。 ●スクールカウンセラー等	体的な手立てについて情報 の共有を図る。 ●スクールカウンセラー等 研修講座において、デート	1	 	 切な支援(養護教 こよる専門的な支持	プンセラ一等の位置付 調の専門性の強化) 「 援(SC等の専門性の 「 の支援力の強化)	●各学校において組織的に対応するため、校内支援委員会に委護教諭及びスクールカウンセラー等を位置でいる学校が増えている。 ●各学校において児童虐やデートログリックでは、「中で、日本の気づきから月になっている。」 が実践できるようになっている。 ●より高度な専門的支援を行うことのできるスタールカウンセラー等を育成する。	教育委員会
自立支援の取組	●マヤンカー では、 ・シスラ を でも、 ・シスラ を でも、 ・シスラ を でも、 ・シスラ を でも、 ・シスラ を でも、 ・シスラ を でも、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	り、関係機関が連携して対応 ●子どもを見守り支援を行ううえで、関係者で機関が明確になっていない場合でか連携が明確になが分でない場合が返表。 ●女性相談支援センター)、福祉保健所、児童福、福祉保健所、対応・要携がと連携・大対応・スクール・フール・フール・フール・フール・フール・フール・フール・フール・フール・フ	の見守リネットワークがあり、関係機関が連携して対応 ●市町村職員等が家庭訪問を行い、家庭等でのケアを実施 ●配偶者暴力相談支援センター、福祉保健所、児童	とができるような地域でのネットワークづくり ●学校や関係機関等との連携をさらに深め、具体的な支援を進める。 ●子どもの不登校や非行など問題の背景を検討するときに、DVや虐待等の視点を持ち対応する。	へ配偶者暴力相談支援センター職員の出席を依頼 し、地域のネットワークの構築による情報共有を行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●定期的な意見交換会の実施 ●スクールソーシャルワーカーの配置を拡大する。 ●スクールソーシャルワーカーの専門性や対応力向上を目指した研修会を行う。		スクールソーシ 	ーシャルワーカー マルワーカー支援 に応じて個別検討が した意見交換会の	の研修会の実施	●地域のネットワークが構築され、市町村が主体的にDV被害者支援に取り組んでいる。 ●スクールソージャルワーカーの配置を並め、25市町村以上とする。 ●DVや虐待に対して、より専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカーが育成される。	女性相談